

(案)

第4次いの町教育振興基本計画

(令和9年度～令和11年度)

一人一人を伸ばす教育・保育へ

～「誇り・愛着・共感」と「いの愛」を育む教育・保育～

連携・一貫教育

デジタル教育

グローバル教育

高知県 いの町教育委員会

令和8年 月策定

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の進捗管理	2

第2章 いの町の教育・文化・スポーツを取り巻く現状と課題

1	社会の状況	3
	（1）社会の変化	
	（2）本町の児童生徒数の減少	
	（3）子どもたちを取り巻く多様な環境	
2	いの町の教育の現状	5
	（1）学びの変容	
	（2）児童生徒の知・徳・体の現状	
	（3）教職員の現状	
3	生涯学習・文化・スポーツの現状	10
	（1）生涯学習の参加状況、学習拠点の現状	
	（2）文化芸術活動の現状	
	（3）スポーツ活動の現状	
	（4）地域との連携の現状	

第3章 いの町が目指す教育の姿

1	基本理念	11
2	目指す人間像	12
3	伸ばすべき力	12

第4章 具体的な施策

基本方針	13
基本方針Ⅰ 将来につなげる教育の推進	
1 確かな学力の育成と探究的な学びの推進	14
（1）デジタル技術を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	

(2) 探究学習の中核となるための総合的な学習の時間の充実	
(3) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善	
(4) 充実した教育に向けた学級・学校運営	
2 幼児教育と義務教育の連携・接続の推進.....	16
(1) 就学前教育・保育の充実	
(2) 架け橋プログラムの実践・評価・改善	
(3) 中学校区での連携した教育の推進	
(4) 高め合う学校間連携の推進	
3 多様な人々と協働する力の育成.....	18
(1) 自らの考えや思いを伝えるプレゼンテーション能力の育成	
(2) グローバル社会で活躍するための教育の推進	
(3) いの町英語教育充実プランの着実な推進	
(4) 英語検定試験の推進	
4 豊かな心と健やかな身体の育成.....	20
(1) 規範意識や自尊感情を育むための道徳教育の推進	
(2) 自主的・自発的な発達を促す発達支持的生徒指導の推進	
(3) 体育授業の改善、運動部活動の改革、運営の適正化	
(4) 基本的生活習慣の向上、食育の推進	

基本方針2 誰一人取り残されない教育の推進

1 誰もが安心して学べる場の充実.....	22
(1) 子どもが行きたくなる園・学校づくり	
(2) 子どもの多様な居場所づくり	
(3) 子どもや保護者が相談しやすい環境の整備	
(4) 不登校への対応の充実	
(5) いじめへの対策の強化	
2 特別支援教育の推進.....	24
(1) 就学前から中学校卒業までの切れ目のない指導・支援の充実	
(2) インクルーシブ教育の推進	
(3) 通級教室における教育実践の充実	
(4) 園・学校における特別支援教育の充実	
3 福祉・医療分野との連携.....	26
(1) 相談支援体制の充実	

- (2) SC・SSW の配置拡充と効果的活用
- (3) 妊娠期から子育て世代への支援の充実

基本方針3 教育環境の充実と魅力的な学校づくりの推進

- 1 教職員研修・顕彰の充実 28
 - (1) いの町学校教育情報化推進計画の実施
 - (2) いの町算数・数学スキルアップ研修会の実施
 - (3) 英語教育に関する研修会の実施
 - (4) 教員の自己肯定感とやりがいを高める取組の推進
- 2 教職員の働き方改革 30
 - (1) 学校における業務の適正化・効率化
 - (2) 学校サポートスタッフ・外部人材の活用
 - (3) 服務規律の確保の徹底
 - (4) 中学校部活動の地域展開
- 3 特色ある魅力的な学校づくり 32
 - (1) 学校教育 DX の推進
 - (2) 英語環境の充実・強化
 - (3) 中山間地域の教育の特色化・魅力化
 - (4) 研究指定事業の積極的な活用
- 4 教育施設の計画的整備 34
 - (1) 学校施設の長寿命化
 - (2) 学校施設等環境整備
 - (3) 休園・休校施設の利活用
 - (4) 社会教育施設の充実

基本方針4 地域とともに育む教育・文化・スポーツの推進

- 1 家庭や地域と一体になった教育の推進 36
 - (1) 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進
 - (2) 家庭教育の支援の充実
 - (3) 基本的生活習慣の向上、食育の推進【再掲】
- 2 生涯学習の振興 38
 - (1) 生涯学習の機会と環境の充実
 - (2) 図書館機能の充実と読書活動の推進
 - (3) 社会教育・社会体育活動拠点施設の充実

3	文化芸術・スポーツ活動の充実.....	40
	（1）伝統芸能・文化財の保存及び伝承活動の充実	
	（2）スポーツ活動の充実及びスポーツ環境の整備	

第5章 計画の推進と進捗管理

1	3年後の達成目標.....	42
2	計画の進捗管理.....	44
	（1）町民や関係機関等との連携	
	（2）計画の進捗管理	

第6章 資料

1	本計画策定に至るまでの意見聴取等.....	45
2	参考資料.....	46
3	用語注釈一覧.....	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

いの町教育委員会では、平成24年1月に「第1次いの町教育振興基本計画」を策定して、その後、教育を取り巻く状況の変化や計画実施による成果・課題を踏まえて、平成29年2月に「第2次いの町教育振興基本計画」を、令和4年2月には「第3次いの町教育振興基本計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

この間、新型コロナウイルス感染拡大による影響や、人口減少・少子高齢化・デジタル社会の進展など社会の変化は加速度を増し、将来の予測が困難な時代となっています。

国の第4期教育振興基本計画（令和5年6月閣議決定）やそれを受けての第4期高知県教育振興基本計画（令和7年3月）では、将来の予測が困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために、教育の果たす役割はますます大きくなっていると示されています。

本町では、第3次計画の着実な推進を図るため、当該年度の重点的な取組を示す「いの町令和の教育ビジョン」を令和5年度から策定して、毎年度改訂を加えてきました。その中で「一人一人を伸ばす教育・保育へ」の合言葉のもと、そろえる教育から一人一人を伸ばす教育への転換を図るため、「学びをつなげる」「学びを変える」「誰一人取り残さない」「地域とともにいくむ」の4つのプロジェクトに取り組んできました。

令和8年度末に第3次計画が期間満了を迎えるに当たり、これまでの第3次計画やいの町令和の教育ビジョンの成果・課題の検証を行い、今後の本町の教育が目指す姿と具体的な教育施策を定めた「第4次いの町教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国や高知県の教育振興基本計画を参酌し、本町が目指す教育の姿を明確に示すとともに、具体的な施策として基本方針や取組を整理した計画であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本町が策定する教育に関する施策の大綱として位置付けています。

3 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間とします。これまで「いの町教育振興基本計画」は5年間のサイクルとして策定を繰り返してきましたが、高知県の4年間の改訂サイクルとずれが生じて、国や高知県の新たな計画・方向性を参酌することが困難でした。そのため、本計画及び第5次計画を3年間として、第6次計画からは4年間に変更することで、高知県の計画から1年遅れで策定することが可能となるサイクルに変更します。

4 計画の進捗管理

本計画の基本理念の実現に向けた目指す人間像・伸ばすべき力の育成、第4章に掲げている施策の進捗状況や第5章の3年後の達成目標の到達具合などを毎年度点検・検証しながら、いの町総合教育会議やいの町教育振興基本計画推進会議等において協議・確認を行います。

その過程で、特に重要施策については、達成の目安となる指標を毎年度設定し、設定した指標の目標数値が達成できない場合には、当該施策に位置付ける各取組・事業の進捗に対する課題等を洗い出すなどして、毎年度、分析・評価・改善・実施のPDCAサイクルを実施して成果を上げていきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)

第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

教育基本法(平成18年法律第120号)

第17条 第1項

「政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」

第17条 第2項

「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」

第2章 いの町の教育・文化・スポーツを取り巻く現状と課題

Ⅰ 社会の状況

(1) 社会の変化

デジタル化、グローバル化、人口減少、少子高齢化などによって生じた社会の変化は、新型コロナウイルス感染の拡大や国際情勢の不安定化によってさらに加速し、将来の予測が困難な時代となっています。

加えて、情報通信技術（ICT）や生成 AI（人工知能）の進歩により情報及び情報手段を適切に活用する能力や、情報社会の進展に主体的に対応できる能力が児童生徒に求められています。

文部科学省が行った平成 28 年度の教員勤務実態調査では、「過労死ライン」とされる月 80 時間以上の超過勤務をしている教員が小学校の 3 割、中学校では 6 割存在していることが明らかとなりました。令和 4 年度に、6 年ぶりに実施した同調査結果では、平日・土日ともにすべての職種において在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教員が多い実態があり、学校の働き方改革を推進する必要があります。

また、令和 7 年 2 月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。同法において、教職調整額の基準となる額が給料月額 4% から 10% まで段階的に引き上げられるほか、服務監督権を有する教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等が義務付けられました。

(2) 本町の児童生徒数の減少

本町の人口は年々減少しており、国勢調査によると、令和 7（2025）年は 19,690 人（速報値）で、平成 17（2005）年から 20 年間では 7,378 人、平成 27（2015）年から 10 年間では 3,077 人減少しており、今後も減少傾向が続くと予想されています。

また、将来人口の推計として、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和 32（2050）年には 0～14 歳の子ども人口は 788 人で、平成 12（2000）年の 4,207 人に対して、50 年間で約 3,400 人が減少する推計結果となっています。

※データ出所：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口（令和 5 年推計）

年次	総数（人）	0-14歳（人）	15-64歳（人）	65歳以上（人）	不詳（人）	高齢化率（%）
2000年【H12】	28,729	4,207	17,503	7,006	13	24.4
2005年【H17】	27,068	3,468	16,256	7,344		27.1
2010年【H22】	25,062	2,766	14,622	7,674		30.6
2015年【H27】	22,767	2,257	12,326	8,105	79	35.7
2020年【R2】	21,374	2,057	10,849	8,468	203	39.6
2025年【R7】 予測	19,592	1,747	9,380	8,465		43.2
2030年【R12】 予測	17,836	1,513	8,129	8,194		45.9
2035年【R17】 予測	16,062	1,255	7,147	7,660		47.7
2040年【R22】 予測	14,274	1,072	5,986	7,216		50.6
2045年【R27】 予測	12,548	915	5,006	6,627		52.8
2050年【R32】 予測	10,940	788	4,175	5,977		54.6

(3) 子どもたちを取り巻く多様な環境

令和6年度全国学力・学習状況調査の「普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、テレビゲームをしますか。」という質問調査では、「2時間以上する」と回答した町内小学校6年生の児童は47.1%、町内中学校3年生の生徒は53.7%で全国・高知県と比較しても同程度の数値が確認できました。

また、「普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか。」という質問調査では、「2時間以上する」と回答した町内小学校6年生の児童は29.7%、町内中学校3年生の生徒は55.5%と全国・高知県と比較しても同程度の数値が確認できました。

加えて、「学校の授業以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか。」という質問では、「30分より少ない・全くしない」と回答した町内小学校6年生の児童は25.3%、町内中学校3年生の生徒は25.0%と全国・高知県と比較しても高く、約4人に一人は平日の家庭学習が30分よりも少ないことが確認できました。

家庭での生活時間を見れば、その多くはテレビゲーム・SNS・動画視聴といった携帯電話やスマートフォンを使った時間に費やしており、これらを使う時間が長いほど学力調査の正答率が低くなるといった傾向が見られました。

特別な教育的支援を必要とする町内児童生徒も増加しています。特別支援学級の在籍数を10年前と比較すると、平成28年度の学級数が22学級で児童生徒数が39名でした。令和7年度は、学級数が30学級で児童生徒数が93名と約2.4倍となっています。

特に自閉症・情緒障害特別支援学級では、平成28年度の学級数が7学級で児童生徒数が16名でしたが、令和7年度は、学級数が15学級で65名と約4.1倍となっており、自閉症・情緒障害特別支援学級対象の児童生徒が急増しています。

他方、本町でも核家族化が進み、一世帯当たりの人員が減少傾向で推移するとともに、共働き世帯の増加によって放課後児童クラブの利用者が増加傾向にあります。利用児童の受け入れ環境整備のため、令和8年度から枝川小学校と伊野小学校に第3のクラブを新たに開設しました。

放課後児童クラブ利用状況

受入対象学年が拡大され、近年利用者数は増加傾向にあります。それに対応するために環境を整えてきました。

児童会名	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	定員	登録	定員	登録	定員	登録	定員	登録	定員	登録	定員	登録	定員	登録	定員	登録
伊野小学校 ひまわり児童会	46人	45人	46人	40人	46人	46人	46人	45人	46人	46人	46人	45人	46人	47人	46人	44人
伊野小学校 なのはな児童会	46人	38人	46人	40人	46人	30人	46人	40人	46人	46人	46人	41人	46人	47人	46人	43人
伊野小学校 やまもも児童会															25人	27人
枝川小学校 さくらんぼ児童会	77人	72人	77人	77人	77人	76人	77人	77人	77人	77人	77人	77人	77人	78人	77人	69人
枝川小学校 ホットハウス児童会	22人	21人	22人	21人	22人	22人	22人	19人	22人	22人	22人	24人	22人	22人	22人	21人
枝川小学校 つくしんぼ児童会															40人	39人
伊野南小学校 ログハウス児童会第一	50人	46人	50人	42人	50人	42人	50人	41人	50人	48人	50人	48人	54人	51人	54人	47人
伊野南小学校 ログハウス児童会第二			22人	22人	31人	31人	31人	31人	31人	31人	31人	31人	36人	36人	36人	36人
川内小学校 たんば児童会	30人	25人	30人	25人	30人	27人	30人	28人	30人	28人	30人	24人	30人	27人	30人	30人
吾北小学校 むさび児童会	40人	25人	40人	25人	40人	22人	40人	23人	40人	18人	40人	21人	40人	20人	40人	20人
合計	311人	272人	333人	292人	342人	296人	342人	304人	342人	316人	342人	311人	351人	328人	416人	376人

2 いの町の教育の現状

(1) 学びの変容

国においては、次期学習指導要領の改訂に向けた作業が本格化しており、基本的な考え方も示されています。『生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を「みんな」で育むため、①「主体的・対話的で深い学び」の実装 ②多様性の包摂 ③実現可能性の確保の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。』との方向性が示されました。

併せて、それらを支えるためには、「学びをデザインする高度専門職としての教師」「デジタル学習基盤」の重要性も示されたところです。

現行の学習指導要領において、初めて情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力の一つに位置付けられ、令和元年には学校教育の情報化の推進に関する法律が施行、また GIGA スクール構想がスタートするなど、学校教育の情報化が進められてきました。

本町でも、令和3年度に児童生徒一人一台端末の整備が完了し、令和6年3月には、いの町立学校における教育の情報化の基本的な考え方と方向性を明らかにし、必要な施策や事業を体系化し、総合的かつ計画的に推進するための「いの町学校教育情報化推進計画（令和6年3月）」を策定しました。

また、グローバル社会の中で、児童生徒がいの町や県・国の伝統・歴史・文化等を学び、愛着と誇りを持つとともに、国際的な視野を持ち、主体的に行動できるグローバルな人材を育成することが求められています。

そのためには、英語教育の強化に加えて、文化や言語の異なる人々と協働できるコミュニケーション能力を身に付ける必要があり、本町では小中学校の円滑な接続のための英語教育を推進するための「いの町英語教育充実プラン（令和7年3月）」を策定して、取組を進めています。



タブレットを活用した授業

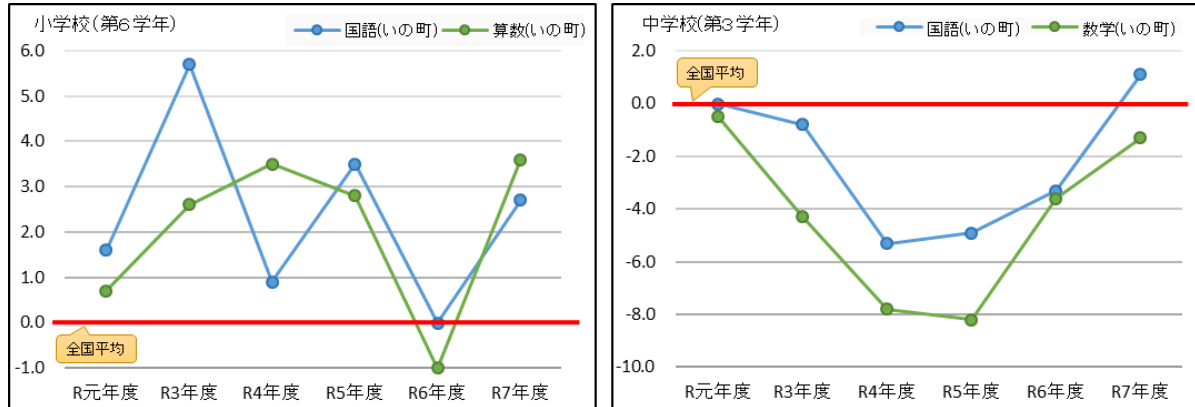


ALT との授業

(2) 児童生徒の知・徳・体の現状

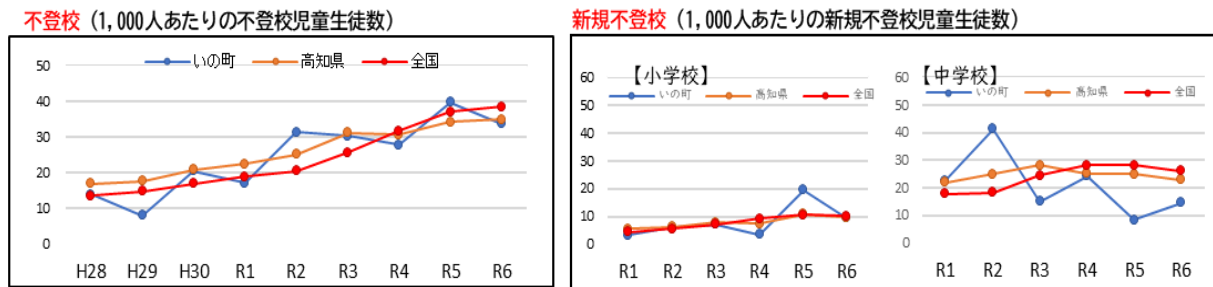
全国学力・学習状況調査の結果では、本町の小学校6年生では全国平均正答率を大きく上回る年が多く、概ね全国並み又はそれ以上の学力の定着が見られます。

また、本町の中学校3年生では、全国平均正答率を大きく下回る年が続いていましたが、令和7年度は国語が全国平均を上回り、数学も全国平均まであと一步のところまで近づきつつあります。



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

本町の不登校の状況につきましては、全国・高知県と同様に増加傾向が続いており、新規の不登校（年度途中から新たに不登校となる）は、小学校では増加傾向が見られ、中学校では減少傾向にあります。

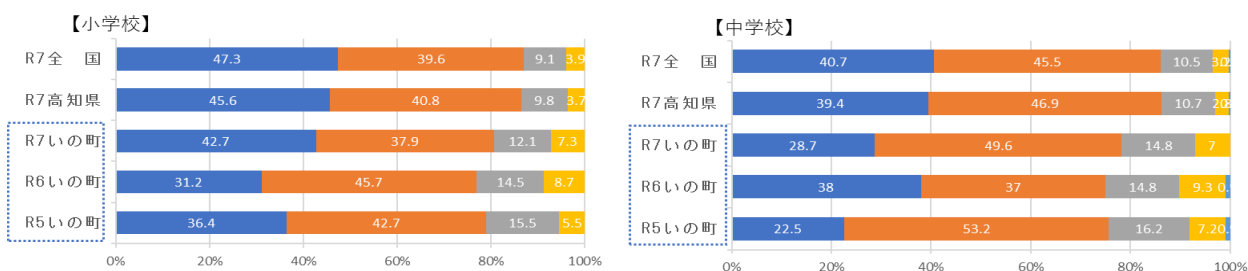


【出典】児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

このほか、全国学力・学習状況調査の質問調査における道徳性等を問う質問では、全国・高知県と比較して強い肯定群の割合が低い傾向にあります。

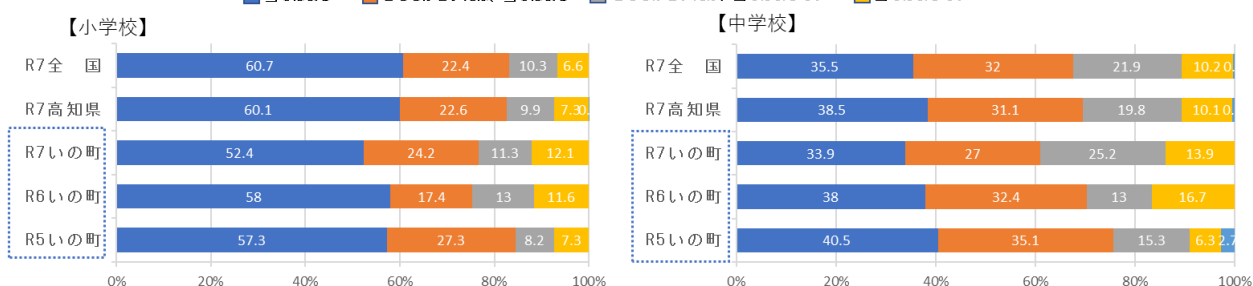
児童生徒 質問紙	(5)	自分にはよいところがあると思いますか 【自己肯定感・自尊感情】
-------------	-----	---------------------------------

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



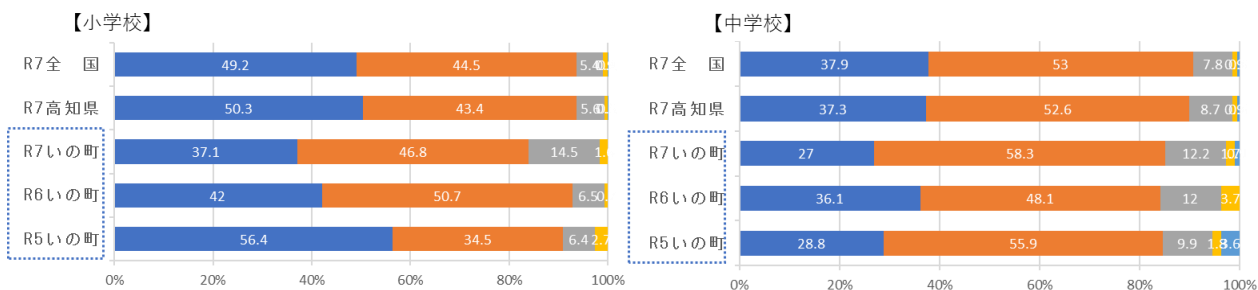
児童生徒 質問紙	(7)	将来の夢や目標を持っていますか 【夢や目標・・・キャリア教育】
-------------	-----	---------------------------------

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



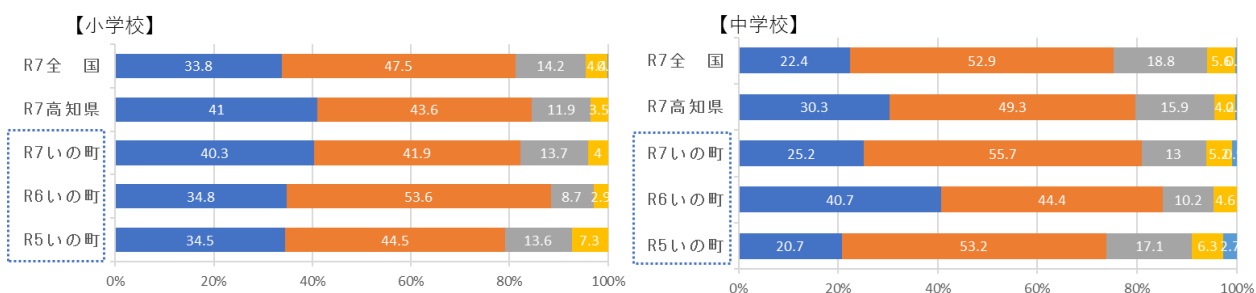
児童生徒 質問紙	(8)	人が困っているときは、進んで助けていますか 【援助・慈悲の心】
-------------	-----	---------------------------------

■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



児童生徒 質問紙	(27)	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか 【社会貢献・郷土愛】
-------------	------	---------------------------------------

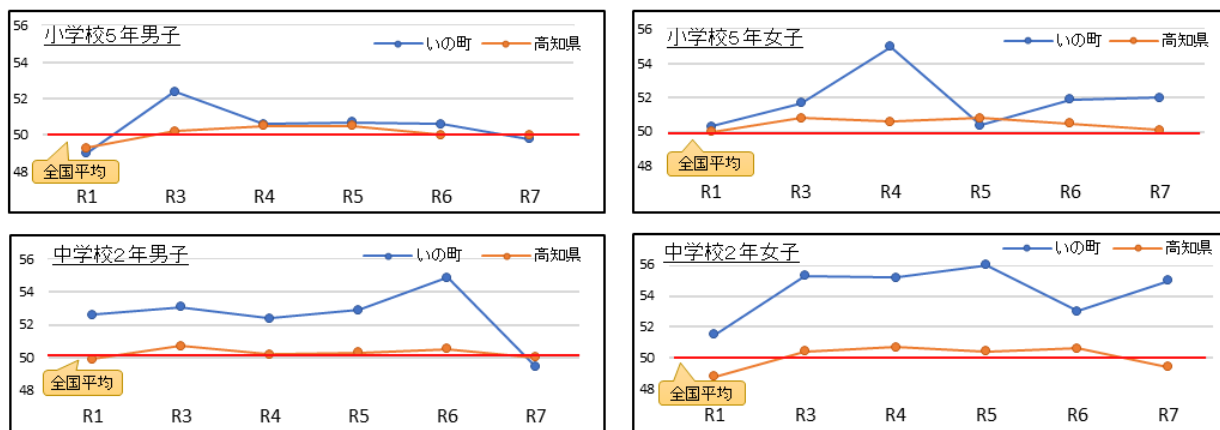
■ 当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまる ■ どちらかといえば、当てはまらない ■ 当てはまらない



【出典】全国学力・学習状況調査（文部科学省）

町内の児童生徒の体力合計点は、令和7年度は小学校5年男子・中学校2年男子ともに全国平均を若干下回ったものの、近年それ以外では、小・中学校の男女ともに全国平均を大きく上回っています。

◇ 体力合計点（8種目の実技の総合点）の推移



【出典】全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

（３）教職員の現状

近年、高知県公立小・中学校では大量退職・大量採用時代が続いており、特に小学校では毎年、県下で約130名程度の採用が続いており、本町でも毎年4～5名の小学校新規採用教諭の受入れを行ってきました。これまで、50歳以上と20歳代の年齢層の二極化や30歳・40歳代の中堅教員層が少ない状況が続いてきましたが、最近では退職者の増加により、職場の年齢層の若返りが顕著になってきました。

本町では、教職員が授業改善のための時間や児童生徒に向き合う時間を確保するため、「いの町立小中学校業務改善検討委員会」を組織して協議を行い、平成31年3月に「いの町立小中学校教職員の働き方改革プラン～一人一人が主役、みんなで本気の働き方改革～」を策定して業務改善に努めてきました。

それらにより、時間外在校等時間月45時間以上の教員数は平成31年4月と令和7年4月を比較すると大きく減少し、月80時間超の教職員数も大幅に減少しているものの、部活動指導や特定の教職員に業務が偏るなどの課題も見られています。

【平成31年4月における時間外在校等時間の状況】

校 種	平均時間	月45時間以上の割合	月80時間を上回る割合
小学校	49時間	57.3%	20.5%
中学校	48時間	57.8%	22.4%

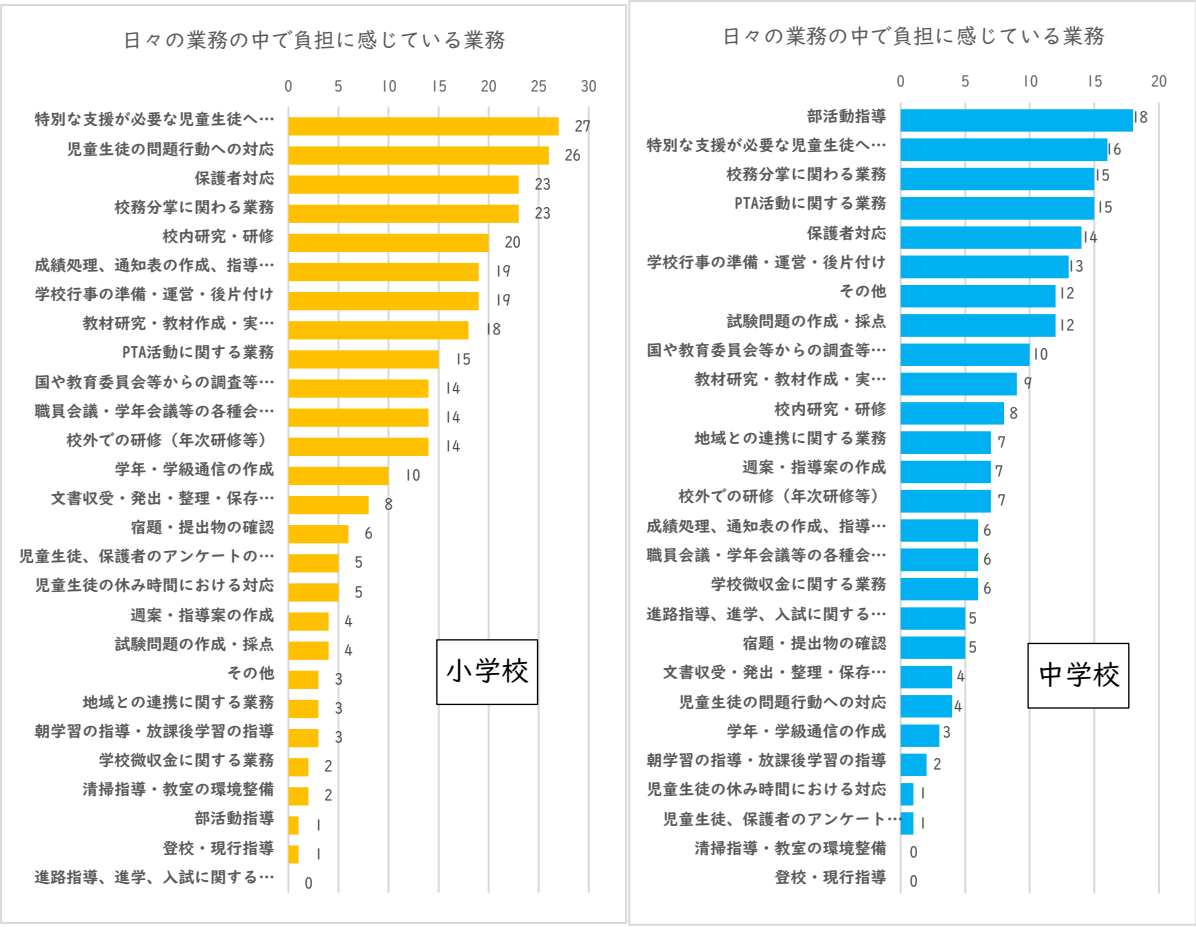
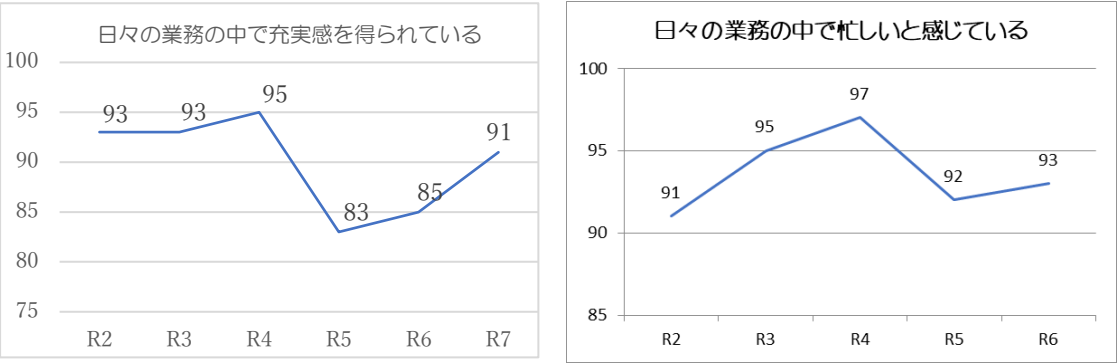
【令和7年4月における時間外在校等時間の状況】

校 種	平均時間	月45時間以上の割合	月80時間を上回る割合
小学校	41時間	34.4%	5.5%
中学校	43時間	48.6%	13.9%

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、服務監督権を有する教育委員会は、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図るための計画を策定・実施することが義務付けられました。本町では、令和8年3月に「いの町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定して取組を進めています。

本町で実施した「教職員の働き方改革に関するアンケート」によると業務に充実感を得られている教職員の割合が、これまで9割前後で推移している一方、忙しさを感じている教職員も9割以上となっていることが分かりました。

◇令和7年度「教職員の働き方改革に関するアンケート」より (令和7年12月実施)



3 生涯学習・文化・スポーツの現状

(1) 生涯学習の参加状況、学習拠点の現状

いの町第2次振興計画に基づき、公民館の耐震化事業を実施し、社会教育活動の拠点施設の老朽化した設備や備品類は、計画的に改修及び更新を行っています。

利用者が安全・安心な施設で社会教育活動ができるように努めましたが、施設老朽化による修繕の頻度が多いことが課題となっています。

「いの町学び場人材バンク」を設立・登録することができませんでしたが、教育委員会事務局や学校で町内外の人材情報の収集に努め、庁内の各課等と連携し、町の魅力に関する情報を共有しながら、町民が主体的・意欲的に参加できる多様な学習機会の提供に努めます。

(2) 文化芸術活動の現状

国、県、町の登録無形文化財7件のうち「本川神楽」「梶本神社御神幸及び古代神事」「大内花取太刀踊」「津賀谷獅子舞」の映像を記録メディアに保存し、伝承活動に取り組む際に活用できる環境の整備に努めています。しかし、地元住民の減少や高齢化等で、後継者が不足し、伝承芸能の保護・継承が難しくなっているため、関係団体と連携を深め、保存に努めていくことが必要です。

本川地区で行われる研修会等では、本川新郷土館の施設見学を研修メニューとして、活用を図りPRを行っています。

(3) スポーツ活動の現状

心身ともに豊かな生活を送れるような内容の講座として「いの健康塾」をいのスポーツクラブへ委託し開催するなど、幅広い年齢層の方がスポーツに親しむことができる機会の提供に努めてきました。

生涯スポーツ活動の充実や振興のため、各種団体（体育会、各地区運動会主催者、各スポーツ少年団等）への必要な経費の助成を行い、活動の充実に努めます。

地域の実情に応じて、幅広い年齢層の人が、身近なスポーツを楽しむことができるようにスポーツ指導者等の人材確保や、スポーツ活動ができる機会の確保が必要となります。

(4) 地域との連携の現状

各校に地域コーディネーターが配置され、学校と地域をつなぐ様々な取組が学校単位で行われています。地域住民と関わることにより、子どもたちのコミュニケーション能力や自尊感情、規範意識の向上が図られ、地域住民も自ら経験や知識を発揮する場を得ることができています。

今後はコーディネーター同士が連携し、それぞれが把握している人の共有を図り、更なる魅力のある学びの機会を充実させていくことが必要です。

第3章 いの町が目指す教育の姿

Ⅰ 基本理念

一人一人を伸ばす教育・保育へ

～「誇り・愛着・共感」と「いの愛」を育む教育・保育～

連携・一貫教育

デジタル教育

グローバル教育

本町の人口は年々減少しており、0～14歳の子どもの人口も減少が続いており、令和32(2050)年には788人になる推計値が示されています。また、年間の出生数を見ても、伊野地区で80～100人前後で、吾北地区は5人前後、本川地区は1、2人前後で推移しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

そのため、子どもの数が減少することで教育・保育の内容・質が停滞しないように、これまで以上に保育園・幼稚園・認定こども園と小学校教育との連携・接続が重要となってきます。加えて、小学校・中学校から高等学校までの一貫教育の推進や接続など、より地域に根差した教育の魅力化・特色化を図っていく必要があります。

また、デジタル技術の進展はますます加速しており、仕事や日常生活において、生成AIなどデジタル技術の活用が進んでいます。そのため、これからの社会を生き抜くための資質・能力を育む学校や教育においても、デジタル技術を活用した授業や個別支援の充実に向けて、絶えず変化が求められる時代となっています。

近年、日本に在留する外国人は増加傾向にあり、本県においても、技能実習生などの外国人材をはじめとする在留外国人が増加しています。そのため、日本語指導を必要とする子どもの数も年々増加傾向であることが明らかとなりました。このようなグローバル社会の中で、いの町の子どもたちが高知県や我が国の伝統・歴史・文化等を学び、国際的な視野を持ち、主体的・協働的に行動できる人材を育むことが必要となります。

本計画の上位計画である「いの町第3次振興計画」において、いの町におけるまちづくりの基本理念は「誇り・愛着・共感を育み、持続可能な社会を実現」と示されています。

この理念を受けて、本計画では、教育をつなげる「連携・一貫教育」や新たな学びの基盤となる情報活用能力の育成を図るための「デジタル教育」、英語教育を中核としたコミュニケーション能力を育む「グローバル教育」の推進など、「一人一人を伸ばす教育・保育へ～「誇り・愛着・共感」と「いの愛」を育む教育・保育」を基本理念として、取組を進めます。

2 目指す人間像

前述した基本理念のもと、次世代を担う人間をどのように育てていくのか、本町の教育が目指す人間像を次のとおり示します。

1. 一人一人が個性を発揮し、心豊かでたくましく挑戦し続ける人
2. 多様な人々の存在を認め、尊重し、協働し合う人
3. 自然を愛し、高い志を掲げ、社会や地域に貢献する人

3 伸ばすべき力

現行の学習指導要領においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成のために必要な3つの資質・能力として、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」が示されています。

また、令和3年1月に中央教育審議会から「令和の日本型教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～」の答申において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることの重要性が示されました。

加えて、令和3年3月及び令和4年3月に高知県教育委員会から「高知県教職員育成指標（改訂版）」において「デジタル社会に向けた教育の推進」のため、教職員に新たに求められる資質・能力として、「ICT活用指導力」の項目が追加されました。

さらに、令和7年9月には中央教育審議会教育課程企画特別部会からの「論点整理」において次期学習指導要領に向けた基本的な考え方が示されました。その中には「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育むため、①「主体的・対話的で深い学び」の実装、②多様性の包摂、③実現可能性の確保の3つの方向性を踏まえて議論を行う。これらの3つの方向性に基づく改善は、教育課程内外のあらゆる方策を用いつつ、三位一体で具現化されるべきものである。」

以上のようなことから、本町においては、以下の資質・能力を重点的に育成していきます。

- 1 思考・判断・表現や行動の基礎となる学力と体力
- 2 他者と協働するための共感力と対話力
- 3 好奇心をもって学びを追求する探究力
- 4 成長を続けるための挑戦力と回復力
- 5 いの町の未来や自らの夢や希望を思い描くキャリア形成力

第4章 具体的な施策

基本方針

第3章に示した「いの町が目指す教育の姿」の実現に向けて、4つの基本方針のもと具体的な施策に取り組みます。

基本方針1 将来につなげる教育の推進

未来を切り拓いていくための資質・能力を育むために、幼児教育で培った学びの力を義務教育及び高等学校教育までをつなぐ取組を推進します。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、学習基盤となる情報活用能力やコミュニケーション能力を育みます。

基本方針2 誰一人取り残されない教育の推進

全ての子どもに居場所があって、一人一人が個性を発揮して、園・学校生活が楽しいと感じる教育・保育を推進します。

いじめ・不登校などの子どもたちが抱える多様な困難に対して、心理や福祉等の専門家と連携した「チーム学校」を推進します。

基本方針3 教育環境の充実と魅力的な学校づくりの推進

教員研修や研究指定校への支援の充実を図り、授業DXや英語教育・ふるさと教育の推進など、特色ある魅力的な学校づくりを進めます。

教職員の働きがいと働きやすさを両立する職場環境をつくり、時間外在校等時間の縮減と教職の魅力を広く発信する取組を行います。

基本方針4 地域とともに育む教育・文化・スポーツの推進

コミュニティ・スクール（学校運営協議会の導入）と地域学校協働活動の一体的な推進により、保護者や地域の力を生かして、地域とともに育む環境づくりを進めます。

生涯学び続けることの楽しさを伝え、子どもたちが文化芸術・スポーツに親しむ機会の充実を図り、次世代を担う人材育成を推進します。

基本方針Ⅰ 将来につなげる教育の推進

Ⅰ 確かな学力の育成と探究的な学びの推進

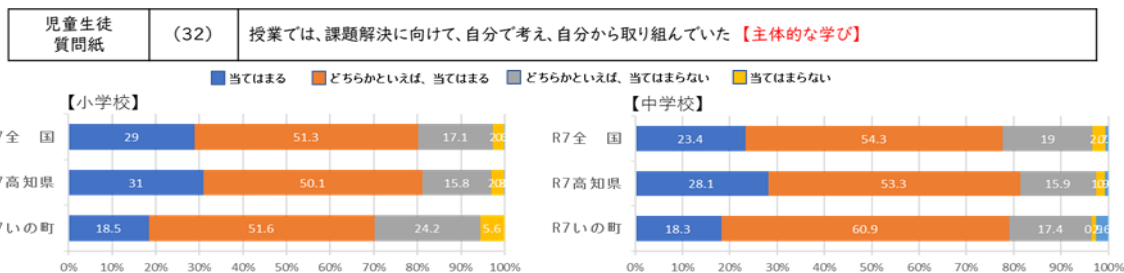
- ・ 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能と未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力を育成するため、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を一層すすめ、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。
- ・ 予測困難な時代を他者と協働しながら納得解を生み出すため、多様な分野への探究心、課題発見・解決力、論理的思考を育成するため、「教科学習」と「総合的な学習」を結び付け「探究的な学び」の深化を図ります。
- ・ 生成 AI の学びへの活用時に求められるデジタル技術や社会の出来事を正確に捉えて分析するための情報活用能力・情報モラルの育成を図ります。

【これまでの本町の取組】

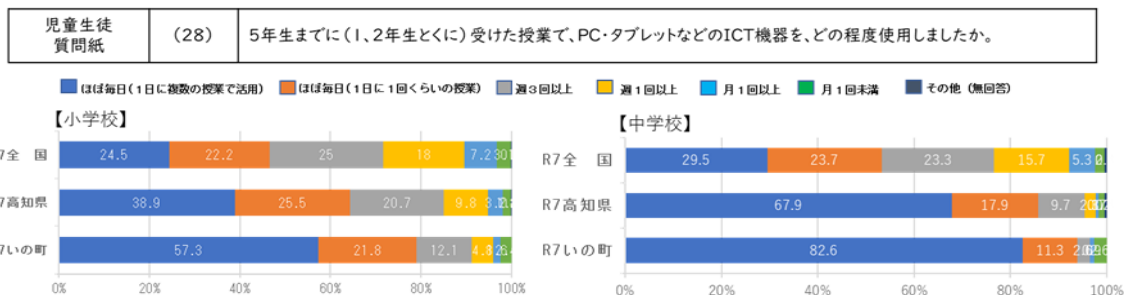
- ・ 主体的・対話的な深い学びの視点からの授業改善を推進するため、令和5年度から「算数・数学スキルアップ研修会」を実施して町内の教員の学び合う仕組みを整えてきました。
- ・ 令和3年度に町内小中学校の児童生徒に一人一台端末を整備して、「いの町学校教育情報化推進計画」を策定し、まずは授業における活用時間の充実を目指してきました。
- ・ 県教育委員会から生成 AI を授業の中で活用するための研究校として町内中学校2校が「対話型 AI を活用した学習支援実証研究事業」の指定を受け、令和7・8年度と研究を進めてきました。また、県教育委員会から授業でデジタル端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、町内小学校1校が「授業 DX」の指定を受け研究実践に取り組み、令和7年度に研究発表を行いました。

【現状・課題】

- ・ 全国学力・学習状況調査において、「主体的な学び」の取組状況を問う質問では、町内児童生徒の肯定的な回答が全国・高知県と比較して低い状況



- ・ 全国学力・学習状況調査において、授業におけるICT機器の活用を問う質問では、町内児童生徒の「ほぼ毎日複数の教科で活用」と回答した割合が全国・高知県と比較して高い状況



主な施策

(1) デジタル技術を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ・ 次期学習指導要領に位置付けられる情報活用能力の育成を目指した「いの町学校教育情報化推進計画」の改訂
- ・ いの町情報教育推進アドバイザーによる最先端のデジタル技術を活用した授業改善のための学校への指導・助言
- ・ いの町教育研究所の授業DXにかかる研究指定校の設置と成果の波及

(2) 探究学習の中核となるための総合的な学習の時間の充実

- ・ 小中学校において、課題解決に必要な知識及び技能を身に付け、探究的な見方・考え方を働かせ、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指した「総合的な学習の時間」の見直しと充実
- ・ 「総合的な学習の時間」の見直しと充実に必要な管理職研修の実施
- ・ 地域学校協働活動と協働した地域を題材とした企画提案型活動等、児童生徒主体の探究活動を推進

(3) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

- ・ 令和5年度から継続してきた外部講師を招聘しての「いの町算数・数学スキルアップ研修会」の継続
- ・ 次期学習指導要領に向けた基本的な考え方である①「主体的・対話的で深い学び」の実装②多様性の包摂③実現可能性の確保について研究と情報共有
- ・ 県教育委員会及び中部教育事務所の指導主事やアドバイザーと連携した学校訪問指導への支援の充実

(4) 充実した教育に向けた学級・学校運営

- ・ 退職管理職等による小中学校への訪問支援
- ・ 小学校における教科担任制の推進等により、業務を分散化・専門化



タブレットを活用した協働学習



算数・数学スキルアップ研修会

2 幼児教育と義務教育の連携・接続の推進

- ・ 子どもたちの心豊かな成長を支援するため、0歳から18歳までの学びをつなげる取組を推進します。
- ・ 各園・各小学校が連携・協力して、具体の「子どもの姿」をもとに語り合いながら、「架け橋期のカリキュラム」の充実を図り、子どもの学びをつなぐ「架け橋プログラム」の実践・評価・改善に取り組んでいます。
- ・ 中学校区ごとの子どもたちを取り巻く様々な教育課題の解決を図るため、園・小・中学校が連携し、組織的な取組を推進します。

【これまでの本町の取組】

- ・ 「いの町令和の教育ビジョン」において幼児教育と義務教育の連携・接続を重点的な取組として位置づけ、「架け橋期のカリキュラム」の作成と見直し・充実に取り組んできました。
- ・ 令和6年度から、いの町教育研究所の専門部会の中に「保幼小接続部会」を創設して、園の教諭・保育士と小学校教諭等が年間3回の協議・研修会を実施してきました。
- ・ 中学校区ごとに学力面・生活面の共有の課題を設定して、県教育委員会の事業「教育版地域アクションプラン」を活用して、豊かな知識・経験を持つ地域人材・専門人材を活用して、課題解決に向けた取組を行ってきました。

【現状・課題】

- ・ 町内の就学前教育では、幼稚園教育要領・保育園保育指針等の改訂により、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」と「5つの領域」を意識した教育・保育を実践
- ・ 園で育成してきた資質・能力を小学校教育につなげるため、小学校区の園と学校が連携・協力して「架け橋期カリキュラム」の推進
- ・ いの町教育研究所の専門部会「保幼小接続部会」の年間3回の定期的な協議・研修会に開催により保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携と接続が強化
- ・ 少子化に伴い、ますます園・学校の小規模化が進むことが予想される中、校種間・学校間での子ども同士の交流や学びの場をつくり、質の高い学びを確保していくことが重要
- ・ 中学校区ごとに保幼小中連携の会が定期的開催され、スムーズな引き継ぎや関わり方などが確認されるとともに、子どもの安心・安全のための教育環境の提供
- ・ 県教育委員会の事業「教育版地域アクションプラン」を活用して取組を進める場合、毎年度同様の内容を繰り返し形骸化・マンネリ化を防ぐためのブラッシュアップや新規事業への挑戦が必要

主な施策

(1) 就学前教育・保育の充実

- ・ 就学前教育・保育の充実を図るため、資質・能力を育むための支援の在り方や教育・保育環境の充実のため町教育委員会幼保指導員による訪問指導
- ・ 各園の親育ち支援担当者による協議・研修会の実施
- ・ 県教育委員会幼保支援課等の指導主事・アドバイザーの訪問支援

(2) 架け橋プログラムの実践・評価・改善

- ・ 小学校区ごとの架け橋期カリキュラムの毎年度更新等により、小学校教育への接続を円滑化
- ・ いの町教育研究所の専門部会「保幼小接続部会」の年間3回以上の開催と専門家を招聘しての研修内容の充実
- ・ 県教育委員会が主催する「保幼小接続のための研修会」等への積極的な参加

(3) 中学校区での連携した教育の推進

- ・ 中学校区ごとに学力面・生活面の共通課題の設定と解決に向けた具体策の実施
- ・ 夢や将来への希望をもち、希望する進路の実現に向かうため、キャリア・パスポートの活用・充実
- ・ 県教育委員会事業「教育版地域アクションプラン」の活用の改善・充実
- ・ 中学校区ごとに小・中学校の授業スタンダードの統一化に向けた検討・授業参観の実施
- ・ 小中学校の乗り入れ授業・体験的に互いの授業へ参加ができる体制の研究

(4) 高め合う学校間連携の推進

- ・ いの町教育研究所指定校の研究発表会への町内教職員の積極的な参加
- ・ ネットワークを活用しての学校の合同授業や専門家との交流の充実
- ・ 高等学校や大学と連携した体験的・探究的な学びの実践・充実



保幼小接続部会の研修



中学校区の合同研修

3 多様な人々と協働する力の育成

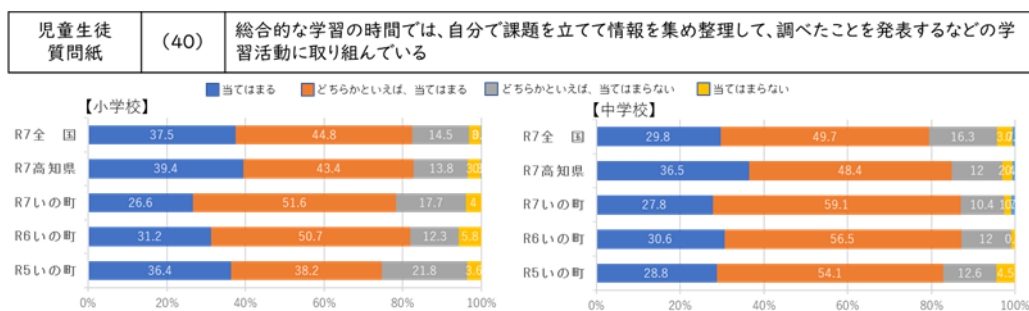
- 相手の気持ちや考えに思いを馳せる「共感力」とコミュニケーション能力としての「対話力」を育むため、児童生徒同士が調査・探究した内容を発表し合う機会を創出します。
- 学校内外において英語に触れる機会を確保し、グローバルな視野をもって、英語で自分の意見や考えを発信できる人材の育成を進めます。
- 小学校では、ネイティブな英語に触れる機会を多く確保し、外国語活動や英語の授業において ALT(外国語指導助手)の効果的な活用方法の研究を推進します。
- 中学校では、英語教育に関する小学校との接続の在り方の研究や対話型 AI を活用した学習支援アプリを実証的に導入し、英語の授業改善に取り組みます。

【これまでの本町の取組】

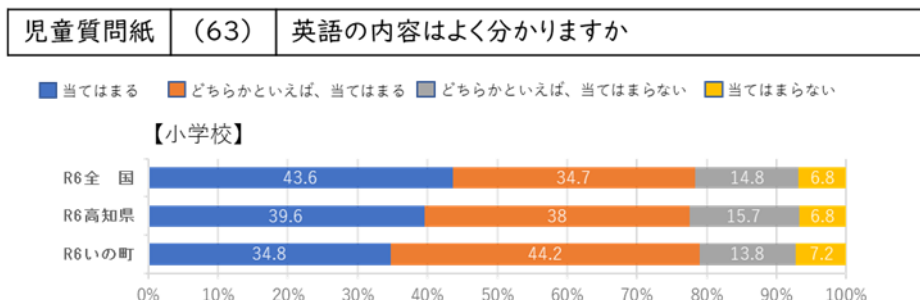
- 「いの町令和の教育ビジョン」の中で、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習や考え・議論する活動の充実に取り組んできました。
- 令和7年3月に「いの町英語教育充実プラン」を策定して、プラン推進のための委員会を各小中学校の担当教員で組織して協議・研修会を行ってきました。
- 令和7年度から「いの町立小学校英語教育実践研究事業」において、3名の ALT が一つの小学校に常駐し、小学校1年生から小学校6年生までの教科等で ALT を活用して、特に英語を「聞くこと・話すこと」の能力を高める研究を行ってきました。

【現状・課題】

- 全国学力・学習状況調査において、「総合的な学習の時間での探究活動」を問う質問では、町内児童生徒の強肯定の回答が全国・高知県と比較して低い状況



- 全国学力・学習状況調査において、小学校6年生の「英語への理解度」を問う質問では、町内の児童の強肯定の回答は全国・高知県と比較して低い状況



主な施策

(1) 自らの考えや思いを伝えるプレゼンテーション能力の育成

- ・ 共感力や対話力、論理的思考力等を養うため、小中学生を対象としたプレゼンテーション能力を高めるための取組
- ・ 児童生徒・教職員向けのプレゼンテーション講座等を開催し、考えを適切に表現する力を育成及び発表機会の創出

(2) グローバル社会で活躍するための教育の推進

- ・ 実践的な英語力を育成するため、小学校の外国語の教科担任制の充実
- ・ 小学校における ALT の効果的な活用研究のための小学校英語教育実践研究事業の実施と横展開
- ・ ALT を活用した就学前教育への英語遊びの導入
- ・ 県教育委員会が実施する「英語教育強化プロジェクト」事業の英語力を活用し、発信する場や対話型 AI を活用した学習支援アプリの実証研究などに積極的に参加
- ・ ALT と英語で交流を深める「イングリッシュ・サマースクール」などの実施

(3) いの町英語教育充実プランの着実な推進

- ・ いの町英語教育充実プランの着実な実施とブラッシュアップのための改訂作業
- ・ CAN-DO リストを活用した英語の授業改善
- ・ 全国学力、学習状況調査や高知県学力定着状況調査を活用した授業改善
- ・ 英語担当教員、ALT を対象とした研修会の定期的な開催
- ・ いの町英語教育スーパーバイザーによる指導の充実
- ・ デジタル教科書や生成 AI を活用したアプリの導入など、英語環境の充実
- ・ 小・中学校が外国の学校と交流するための条件整備

(4) 英語検定試験の推進

- ・ 中学校卒業段階で CEFR の A レベル(英検 3 級相当以上)の達成目標を 6 割とし、外部検定試験の受験に向けての支援の拡充
- ・ 町内児童生徒を対象に英語の検定試験(IBA・ESG など)の実施と結果を活用した授業改善

4 豊かな心と健やかな身体の育成

- ・ 道徳科において「考え、議論する道徳」の充実を図るとともに、道徳科を中心にしながら教育活動全体を通じて、児童生徒の道徳性を育てていきます。
- ・ 子どもの人権が尊重される園・学校経営を組織的に行之、日常の教育・保育活動を通じて全ての子どもの「成長発達を支える」ため、発達支持的生徒指導を推進します。
- ・ 小中学校では質の高い体育・保健体育授業の実現に向けて、教員の授業力向上を図るとともに、学校全体での体力・運動能力向上に向けた体制を整え、運動が好きな児童生徒を育成します。加えて「部活動ガイドライン」等に基づき、運動部活動改革、運営の適正化を図ります。
- ・ 就学前施設・小中学校において基本的生活習慣の向上・確立を図るための取組や「いのっ子ネット宣言」の啓発・活用を推進します。

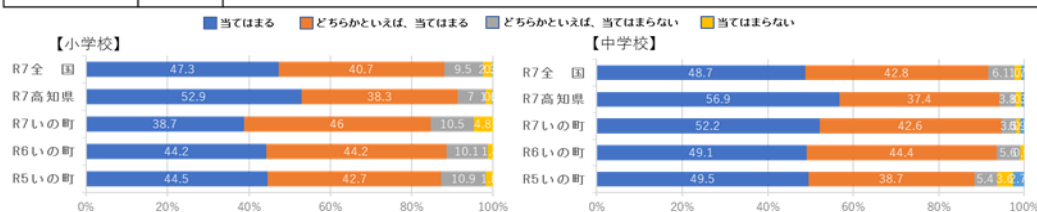
【これまでの本町の取組】

- ・ 「いの町令和の教育ビジョン」の中で、道徳科の授業や学級会において「考え、議論する活動」の充実を目指して取組を進めてきました。
- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を測定指標として、町内の児童生徒の経年変化に着目した資料を作成し、学校・保護者と共有してきました。
- ・ 町内中学校部活動の在り方を検討してきた結果、令和8年度から軟式野球部については、拠点校方式による実践研究を行ってきました。
- ・ 家庭学習の充実を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的生活リズムを身に付けるためのチェックカードを活用した取組を進めてきました。

【現状・課題】

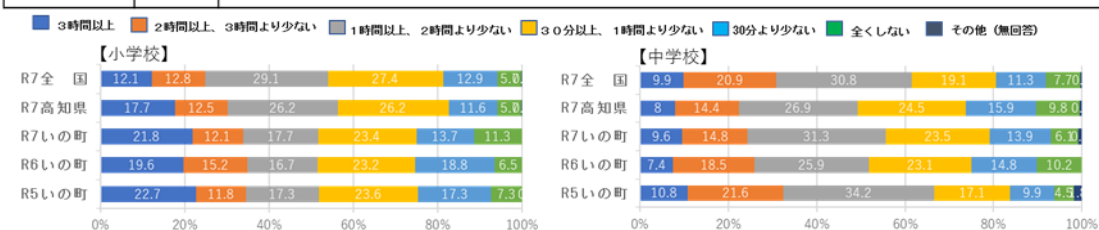
- ・ 全国学力・学習状況調査において、「考え、議論する道徳の授業実践」を問う質問では、町内児童の肯定的の回答が全国・高知県と比較して低い状況

児童生徒 質問紙	(43)	道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる
-------------	------	---



- ・ 全国学力・学習状況調査において、町内児童生徒の家庭学習時間に課題が見られており、その原因のとして「ゲーム・動画視聴」など携帯電話等で多くの時間を費やしている状況

児童生徒 質問紙	(17)	学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含まれます)。
-------------	------	--



主な施策

(1) 規範意識や自尊感情を育むための道德教育の推進

- ・ 県教育委員会が実施する「道德教育実践力向上プラン」と連携・協働した取組
- ・ 町小中学校長会と連携した「道德公開授業研修会」を毎年開催して、町内各小中学校の道德推進教師の悉皆研修と位置づけて実施
- ・ 中部教育事務所指導主事を招聘して、専門性の向上を目指す道德授業研修会の実施

(2) 自主的・自発的な発達を促す発達支持的生徒指導の推進

- ・ 生徒指導提要に則った発達支持的生徒指導の実践、特に生徒の声を生かした校則見直し等の取組の推進
- ・ 県教育委員会と連携・協働した生徒指導・学級活動等の事業実施と横展開
- ・ 一人一人の人権が尊重される園・学校づくりに向けて「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育の充実

(3) 体育授業の改善、運動部活動の改革、運営の適正化

- ・ 県教育委員会の作成した「こうち子ども体力・運動能力向上プログラム」の活用・実践により、児童生徒の体力の向上や体育・保健体育授業の改善の推進
- ・ 水泳授業における事故防止、安全管理の徹底を目指し、町立小・中学校は「水泳授業実施計画書」を毎年作成・提出し、町教育委員会の点検・許可のもとに授業を実施する体制の継続
- ・ 部活動ガイドライン等に基づき、成長期に必要とされる適切な休養を位置づけた部活動の運営の適正化
- ・ 運動部活動の地域展開に向けた取組

(4) 基本的生活習慣の向上、食育の推進

- ・ 各園・学校の課題改善に向けた「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取組
- ・ 園・小学校等において「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組
- ・ 乳幼児期から子育て世代まで幅広く、朝食摂取やバランスの良い食事の大切さなど、食について学ぶ機会を充実
- ・ 学校や家庭でのネットに関するルールづくりを行うための基本となる「いのっ子ネット宣言」の活用・啓発により町民をあげての取組へと拡充

基本方針2 誰一人取り残されない教育の推進

Ⅰ 誰もが安心して学べる場の充実

- 全ての児童生徒に居場所があって、一人一人に応じた学びが行き届く、教育環境の整備を推進します。
- 不登校の対応策として、県教育委員会と連携・協働しながら実践してきた「夢・志を育む学級運営のための実践研究（学級活動の充実）」などの事業成果を明らかにしながら、不登校支援に必要な「未然防止・初期対応・自立支援」のさらなる充実を図ります。
- いじめの対応について、「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「いの町いじめ防止基本方針」等に則って、着実に取り組みます。

【これまでの本町の取組】

- 「いの町令和の教育ビジョン」の中で、誰一人取り残さないプロジェクトとして、個別最適な学び推進コーディネーターの配置、校内サポートルームの設置促進、学びの多様化学校分教室の開設などに取り組んできました。
- 県教育委員会と連携・協働しながら、「不登校担当加配教員の配置」、「個別最適な支援をつなぐ校区内連携(小中連携教員の配置)」、「夢・志を育む学級運営のための実践研究(学級活動の充実)」等に取り組んできました。
- いじめ対応について、「いじめ防止対策推進法」等に基づく取組が徹底されるように、通知文を発出するとともに町独自の重大事態への対応方針を策定して取組を進めてきました。

【現状・課題】

- 年度途中で不登校となる新規不登校児童生徒は、町内小学校では、増加傾向で中学校では減少傾向

○新規不登校 1,000人あたりの新規不登校児童生徒数（国調査結果は私立を含む）

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	4.5人	5.6人	7.2人	9.2人	10.7人	10.3人
高知県	5.6人	6.3人	7.9人	7.5人	10.8人	9.7人
いの町	3.4人	6.0人	7.3人	3.7人	19.5人	9.5人
対全国比	△0.9	+0.4	+0.1	△5.5人	+8.8	△0.8

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	17.9人	18.4人	24.5人	28.1人	28.2人	26.2人
高知県	21.9人	25.0人	28.1人	25.1人	24.9人	22.8人
いの町	22.6人	41.4人	15.1人	24.4人	8.4人	14.6人
対全国比	+4.7人	+23.0人	△9.4人	△3.7人	△19.8人	△11.6人

- 不登校児童生徒の長期(90以上)の欠席者が、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けている割合は、町内小中学校では、近年ほぼ100%に近い割合

○新規不登校 町内の不登校児童生徒(90日以上欠席)のうち、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けている割合を継続的に100%とする。

(国調査結果は私立を含む)

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	80.7%	73.1%	72.3%	71.3%	70.8%	70.6%
高知県	93.1%	95.3%	95.1%	97.8%	98.6%	100.0%
いの町	42.9%	100.0%	100.0%	100.0%	81.8%	100.0%
対全国比	△37.8%	+26.9%	+27.7%	+28.7%	+11.0%	+29.4%

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
全 国	70.6%	64.7%	63.1%	61.5%	62.1%	62.9%
高知県	88.1%	96.3%	96.8%	95.6%	95.7%	98.3%
いの町	50.0%	100.0%	82.6%	100.0%	100.0%	100.0%
対全国比	△20.6%	+35.3%	+19.5%	+38.5%	+37.9%	+37.1%

主な施策

(1) 子どもが行きたくなる園・学校づくり

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実により、児童生徒にとって分かりやすく楽しい授業づくりの推進
- ・ 子どもの考えや思いを大切に、園・学校行事等の企画・実施
- ・ 夢や将来の希望をもち、希望する進路の実現に向かうため、特別活動をキャリア教育の「要」とし、教育課程全体を通じた探究的な要素を持つ学びの充実

(2) 子どもの多様な居場所づくり

- ・ 「校内サポートルーム」の設置拡充や、総合教育支援センターとの連携による支援体制の充実
- ・ 放課後子ども教室や放課後児童クラブ等への支援の充実により、多様な居場所づくりを推進
- ・ 民間フリースクール等の関係機関と不登校支援に関する情報共有・連携促進

(3) 子どもや保護者が相談しやすい環境の整備

- ・ 一人一台端末の「きもちメーター」の効果的な活用により、児童生徒の状況や心境の変化を早期に把握
- ・ スクール・カウンセラー（以下、「SC」と表記）、スクール・ソーシャルワーカー（以下、「SSW」と表記）の心理や福祉の専門性を生かした校内支援会の充実
- ・ 児童生徒や保護者が相談しやすい、いの町総合教育支援センター相談・カウンセリング業務の充実
- ・ 学校への不当な要望等、学校が抱える問題に対して、スクールロイヤーの活用など法律的な支援・相談ができる体制の強化

(4) 不登校への対応の充実

- ・ 学びの多様化学校分教室「きぼう」の教育環境の充実
- ・ 町教育委員会及び関係課所で組織する「相談支援チーム」の効果的な訪問支援
- ・ 県教育委員会と連携・協働した不登校対策事業の実施とこれまで実施してきた事業内容の継続やブラッシュアップ

(5) いじめへの対策の強化

- ・ いじめの対応については、「いじめ防止対策推進法」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「いの町いじめ防止基本方針」等に則り着実に対応
- ・ 保健師や指導主事等によるSOSの出し方教育の実施
- ・ 児童虐待防止等の対策強化のため、こども家庭センターや児童相談所、警察、医療・福祉機関等との組織的な連携を強化

2 特別支援教育の推進

- ・ 個別の教育支援計画を活用して、支援を要する子どもへの就学前から小中高へと発達段階に応じた切れ目ない指導・支援の充実を図ります。
- ・ 一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学び場を整備し、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限りともに学ぶ環境を整えるとともに、交流や共同学習の充実を図りながら、インクルーシブ教育を推進します。
- ・ 通級による指導における指導・支援の充実を目指し、実施校の担当教員や専門機関等とのネットワークを構築します。
- ・ 全ての教職員への障害に対する理解促進や ICT を活用した個別最適な学びを促進し、子どもの特性に応じた学びを充実します。

【これまでの本町の取組】

- ・ 校内支援会等で「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」のツールを活用してきました。
- ・ 居住地校交流事業として、県立特別支援学校在籍の町内児童生徒が町立小中学校との交流や共同学習を実施してきました。
- ・ 町内小学校1校と中学校1校に通級指導教室を開設してきました。
- ・ ICT を活用した個別最適な学習の充実を図るための校内研修・集合研修を実施してきました。

【現状・課題】

- ・ 町内小中学校の過去5年間の特別支援学級設置状況は、児童生徒数は80名から100名程度、学級数は25学級から33学級となっており、年々増加傾向
- ・ 特に、自閉症・情緒障害の児童生徒数・学級数が一番が多く、年間60名から70名程度の在籍数となっており、今後も増加傾向が予想

いの町立小中学校 特別支援学級設置状況（令和3年度～令和7年度）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		合 計	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
知的障害	16	7	19	8	20	8	19	8	18	7	92	38
自閉症・情緒障害	56	11	63	14	70	14	67	15	65	15	321	69
肢体不自由	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
難聴	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	13	13
病弱・身体虚弱	4	4	5	4	7	5	8	7	7	5	31	25
弱視	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	79	25	89	28	100	30	97	33	93	30	458	146

主な施策

(1) 就学前から中学校卒業までの切れ目のない指導・支援の充実

- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園において、教育委員会や専門機関が協力し「個別の指導計画」を作成
- ・ 「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート」のツールを活用して校内支援会を実施
- ・ 町教育委員会幼保指導員が園を訪問して、保育者や保護者への助言

(2) インクルーシブ教育の推進

- ・ 障害のある子と障害のない子の交流・共同学習を通して、多様な障害に対応する柔軟な教育課程の編成を研究
- ・ 県教育委員会特別支援教育課が実施する「居住地校交流事業」への積極的な実施・協力
- ・ 町立小中学校と特別支援学校との人事交流や特別支援教育セミナーへの積極的な参加を促し、特別支援教育における教員全体の資質・能力の向上

(3) 通級教室における教育実践の充実

- ・ 通級による指導における指導・支援の充実を目指し、実施校の担当教員や専門機関等とのネットワークの構築
- ・ 中部教育事務所指導主事等の訪問による、通級指導への定期的な指導・助言
- ・ 通級学級における合理的配慮実践充実事業指定校の研究内容・方法の理解と実践

(4) 園・学校における特別支援教育の充実

- ・ 園・小中学校において、ユニバーサルデザインに基づく保育・教育の取組を促進
- ・ 授業等で障害に応じた効果的な ICT の活用
- ・ 特別支援教育に関する園内・校内研修の充実

3 福祉・医療分野との連携

- ・ 子どもの発達や健康問題、いじめや不登校等への対応などに、福祉・医療機関と連携・協働しながら横断的な取組を推進します。
- ・ SC・SSW の効果的な活用により、相談支援体制の充実を図り、福祉・医療サービスへ迅速に接続できる体制を強化します。
- ・ 地域ぐるみの子育て支援体制を強化して、妊娠期から子育て世代への切れ目のない支援を充実します。

【これまでの本町の取組】

- ・ 教育委員会、教育研究所、総合教育支援センター、こども家庭センターの職員が相談支援チームを組織して、学校の支援会議等に参加して情報共有を行ってきました。
- ・ 総合教育支援センターを開設して、学校・保護者等からの相談窓口を一本化して、ワンストップ＆トータルな支援体制を整えました。
- ・ 町雇用のSSWを増員するなど、SC・SSWの専門的な知見を活用した支援の充実を図ってきました。
- ・ 地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」の事業と連携して地域の子育て支援機能の充実を図ってきました。

【現状・課題】

- ・ 相談支援チームの支援訪問や支援会議を通じて、厳しい環境にある子どもへの支援が充実
- ・ 学校のみで問題把握やその解決を図ることが困難な場合があり、福祉・医療分野との連携を一層強化し、専門的な知見をもって組織的に対策を講じることが重要
- ・ 県教育委員会から配置されるSCの学校への訪問日数には限りがあり、支援会議への参加など十分な活用には至っていない。また、町教育委員会との協議時間もなく、SCからの情報が町教育委員会へ入りにくい状況
- ・ 母子保健事業や地域子育て支援拠点事業において、地域ぐるみの子育て支援体制が充実
- ・ 今後も子育て家庭の孤立や育児への不安を抱くなど、子育て世代を支える地域の人材確保や関係機関とのネットワークづくりの強化が必要

主な施策

(1) 相談支援体制の充実

- ・ 総合教育支援センターと SSW や関係機関等が「相談支援チーム」を組織して、園・学校へ訪問支援の強化
- ・ 相談から支援まで、ワンストップ＆トータルなサービスが提供できる総合教育支援センターの機能強化と啓発
- ・ 総合教育支援センターとこども家庭センターとのさらなる連携・協働の研究

(2) SC・SSW の配置拡充と効果的活用

- ・ 県教育委員会と連携・協働して SC・SSW の配置拡充
- ・ 効果的な活用における教職員の理解を深めるための研修の実施
- ・ 園・学校の教職員と地域福祉・医療機関との連絡や協働体制を強化した「チーム学校」の構築

(3) 妊娠期から子育て世代への支援の充実

- ・ 保健師等の専門スタッフによる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
- ・ 子育て家庭の交流や相談、地域の子育て関連情報の提供や講座等の実施



総合教育支援センター

基本方針3 教育環境の充実と魅力的な学校づくりの推進

I 教職員研修・顕彰の充実

- ・ 子どもたちにとって、これからの社会で求められる資質・能力を育成するため、ICT 機器を効果的に活用した授業実践など、教職員の資質・指導力を高める研修を充実します。
- ・ 県教育委員会や他機関、教育専門家等と協働しながら、各校の教育実践や研究成果の交流を促進するなど、町内の教職員が学び合う仕組みを充実します。
- ・ 教員の教育実践が学校内外から評価される環境づくりに取り組み、教員の自己肯定感ややりがいを高めます。

【これまでの本町の取組】

- ・ 令和6年3月「いの町学校教育情報化推進計画(令和6年度から令和8年度)」を策定して、教員の ICT 活用指導力の向上を図ってきました。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、「いの町算数・数学スキルアップ研修会」を実現して、町内の教員が学び合う仕組みづくりを行ってきました。
- ・ いの町英語教育充実プラン推進委員会を組織して、小中学校の英語担当者が一緒に学ぶ環境を整えてきました。
- ・ 町内の県教育委員会指定校の研究発表会には、できるだけ多くの教員が参加できる体制を学校へ依頼してきました。

【現状・課題】

- ・ 「いの町学校教育情報化推進計画」に沿って「児童生徒の情報活用能力の育成」「教員の ICT 活用指導力の向上」などに取り組み、授業でのタブレット端末の活用が向上
- ・ 令和5年度から「いの町算数・数学スキルアップ研修会」の会場校を変えながら実施し、学習指導要領の意味理解の浸透
- ・ 「いの町英語教育充実プラン」を推進するために、各小中学校1名の担当者による推進委員会を組織して、プランに沿った研修会を実施
- ・ 教職員の人事異動により町外教員が町内へ転入の際、授業での ICT 活用指導力に差が生じて校内研修の積み重ねが困難
- ・ 若年教員の増加により、個々の教員の授業力の差が大きくなり、指導助言を行う管理職や指導側の教員に大きな負担
- ・ 県教育委員会が行う教職員の表彰制度はあるが、町教育委員会として教職員を顕彰するような仕組みが未構築

主な施策

(1) いの町学校教育情報化推進計画の実施

- ・ 第2次いの町学校教育情報化推進計画(令和9年度から令和11年度)の策定・実施
- ・ いの町情報教育推進アドバイザーによる各小中学校への定期訪問
- ・ いの町教育研究所指定校による研究内容の普及・啓発
- ・ ICT活用状況調査の実施と結果を活用した改善策

(2) いの町算数・数学スキルアップ研修会の実施

- ・ 町教育委員会が指定する学校を会場として「いの町算数・数学スキルアップ研修会」を実施
- ・ 外部講師を招聘して、年間3回程度の授業公開及びリフレクション
- ・ 会場校以外の学校の教員ができるだけ多く参加できる体制構築

(3) 英語教育に関する研修会の実施

- ・ いの町英語教育充実プランに示した「英語指導力・英語力向上に係る研修」の充実を図るため、各校代表者による英語教育充実プラン推進委員会を組織して年間5回以上の研修会を実施
- ・ 小学校英語教育実践研究事業の指定校における公開授業やALT研修会を開催
- ・ 中部教育事務所等と連携・協働した英語教育に関する研修会の開催

(4) 教員の自己肯定感とやりがいを高める取組の推進

- ・ 子どもの学習意欲を引き出し、優れた教育・保育実践を行う教員・保育士を町教育委員会が表彰
- ・ 国や県教育委員会と連携しながら「文部科学大臣優秀教職員表彰」「土佐の教育表彰」など教育実践に顕著な成果を上げた個人・学校を積極的に顕彰

2 教職員の働き方改革

- ・ 教員が心身ともにゆとりを持って子どもと向き合う時間を確保するため、学校業務の簡素化や改善を進め、働きがいと働きやすさを両立する「働き方改革」を推進します。
- ・ ALT や教員業務支援員等の学校サポートスタッフや外部人材の活用・配置により、学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革を推進します。
- ・ 教職員が保護者・地域から信頼されるよう、服務規律の確保と組織的な不祥事防止に向けた取組を徹底します。
- ・ 部活動の地域展開に向けて、拠点校方式の導入・促進や部活動指導員の配置拡充などに取り組みます。

【これまでの本町の取組】

- ・ いの町では、校長会、教頭会、共同事務室、教育委員会事務局の代表者で構成する「いの町立小中学校業務改善検討委員会」において協議を継続してきました。
- ・ 平成 31 年 3 月に「いの町立小中学校教職員の働き方改革プラン～一人一人が主役みんなで本気の働き方改革～」を策定し、令和 8 年 3 月に「いの町立学校の教職員に関する業務量管理、健康確保措置実施計画」を策定しました。
- ・ 県教育委員会と連携しながら、教員業務支援員、特別支援教育支援員、教頭マネジメント支援員など、学校サポートスタッフの配置拡充を行ってきました。
- ・ いの町の中学校部活動の在り方を検討してきた結果、令和 8 年度から軟式野球部については拠点校方式を導入して実践研究を行ってきました。

【現状・課題】

- ・ 時間外在校等時間が月 45 時間以上の町内教員数は、平成 31 年 4 月と令和 7 年 4 月を比較すると大きく減少
- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間超の教員数も大幅に減少しているものの、部活動指導や教頭職を含む特定の教員業務に偏りが顕著
- ・ 高知県の公立学校において教職員の不祥事による懲戒処分数の高止まりが続き、特に令和 6 年度の性犯罪・性暴力等に関する懲戒処分の割合が全国ワーストワン
- ・ 県教育委員会では、管理職研修や採用前研修において不祥事防止に係る内容を充実するとともに、町内小中学校では全ての学校で不祥事防止委員会を組織的・定期的・継続的な不祥事防止に向けた校内研修等の実施
- ・ 部活動ガイドラインに従って適切な休養日等の設定や部活動指導員の配置拡充、拠点校方式の導入などを行ってきたが、今後は休日等の地域展開に向けた取組が必要

主な施策

(1) 学校における業務の適正化・効率化

- ・ 「いの町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の着実な実施
- ・ いの町学校共同事務室による「働き方改革」に資する学校への支援
- ・ 学校と教師の3分類に基づき、業務の適正化・効率化の推進
- ・ 校務支援システムやクラウド環境を活用し、調査やアンケートの事務負担を軽減
- ・ 生成 AI や ICT を活用した業務の効率化の推進
- ・ 長期休業中の連続5日以上の学校閉庁日の実施、年次有給休暇の年間5日以上の取得

(2) 学校サポートスタッフ・外部人材の活用

- ・ 英語教育の充実と教員の負担軽減を図るための ALT の就学前施設や小学校への配置拡充の検討
- ・ 学校規模や課題に応じた教員業務支援員等の学校サポートスタッフの効果的な配置
- ・ 学校サポートスタッフにタブレット端末を配備し、教職員と支援員間の情報共有を円滑にするための環境整備
- ・ スクールガードリーダーや保護者・地域住民有志による通学路の見守り活動の推進
- ・ 総合教育支援センター、SC・SSW による児童生徒や家庭への支援
- ・ 学校に対する外部からの苦情等に対応するため、スクールロイヤーや顧問弁護士等の活用研究

(3) 服務規律の確保の徹底

- ・ いの町校長会や教頭・主幹教諭会と連携・協働した学校マネジメント等に関する管理職研修の実施
- ・ 県教育委員会と連携・協働した懲戒処分の状況、不祥事防止策に関する校長研修を実施
- ・ 町内の全小中学校において「不祥事防止委員会」を組織して、計画的・継続的に校内研修を実施
- ・ いの町教育研究所が実施する若年教職員研修における内容の充実

(4) 中学校部活動の地域展開

- ・ 町内中学校軟式野球部の拠点校方式の成果・課題を明らかにするとともに、いの町の実情を踏まえた持続可能な地域展開モデルを構築
- ・ 認定クラブ制度や教職員の兼職・兼業制度の制定
- ・ 国や高知県の部活動に関する考え方や方向性等のベクトルを合わせ、地域の関係団体と連携しながら可能な部活動から地域展開を実施

3 特色ある魅力的な学校づくり

- ・ 子どもたちに、これからの社会で必要となる情報活用能力が身に付くよう、基盤となるハード・ソフト両面の環境の充実を図り、教育 DX を推進します。
- ・ グローバル社会の中で、国際的な視野を持ち、主体的・協働的に行動できる人材を育むための教育を推進します。
- ・ 中山間地域教育魅力化構想策定委員会の提言に沿って、中山間地域の教育の特色化・魅力化を図っていきます。
- ・ 国や県教育委員会の研究指定事業を積極的に活用して、特色ある学校づくりを進めます。

【これまでの本町の取組】

- ・ いの町学校教育情報化推進計画を策定して、アドバイザーの学校訪問指導や県教育委員会指定の授業 DX などの研究取り組んできました。
- ・ 小学校英語教育実践研究事業として ALT 3 名が小学校に常駐して、外国語活動や英語授業に加えて日常的に英語に慣れ親しむ環境づくりを行ってきました。
- ・ いの町英語教育充実プランを策定して、各校代表者による推進委員会を組織して、英語教育における小中の接続のための研修会を行ってきました。
- ・ 令和 5 年度から中山間地域教育魅力化構想策定委員会を神谷地区・吾北地区・本川地区で組織し、町教育委員会に提言が提出されました。
- ・ 県教育委員会研究指定を活用して不登校対応の「未然防止・初期対応・自立支援」の研究実践に取り組んできました。

【現状・課題】

- ・ 授業でのタブレット端末の活用は飛躍的に高まってきたが、個々の教員により活用頻度に差が見られ、学校組織全体での取組が必要
- ・ 全国学力・学習状況調査(令和 5 年度)の中学校 3 年生英語の結果では、聞くこと・読むこと・書くこと・話すことの全ての観点で全国・高知県よりも低い状況
- ・ 国は中学校卒業段階で CEFR の AI レベル(英検 3 級相当以上)の生徒の割合目標を 60%に設定しているが、いの町は令和 6・7 年度ともに約 37%の状況
- ・ 中山間地域教育魅力化構想策定委員会の提言を受けて、まずは神谷小中学校を一貫校から義務教育学校に移行
- ・ 本川地区・吾北地区の小中学校等の在り方や連携については、できるかぎり提言に沿った取組を早急に実施

主な施策

(1) 学校教育 DX の推進

- ・ 次期学習指導要領に示される情報活用能力の育成を視野に「いの町学校教育情報化推進計画」を策定・実施
- ・ 情報教育推進アドバイザーの学校訪問指導の継続・充実
- ・ クラウドや生成 AI を活用した授業実践の研究
- ・ 県教育委員会の研究事業や DX 指定校等の積極的な活用
- ・ ICT 活用の利便性向上や教職員の働き方改革の推進

(2) 英語環境の充実・強化

- ・ 小学校英語教育実践研究事業における ALT の効果的活用に関する成果や課題を明らかにして、他校への横展開を検討
- ・ 英語教育の充実と教員の負担軽減を図るための ALT の就学前施設や小学校への配置拡充の検討【再掲】
- ・ 小中学校が外国の学校と交流するための条件整備【再掲】
- ・ 県教育委員会と連携して、小学校における英語教科担任制の配置拡充
- ・ 小学校英語教育実践研究指定校と連携したイングリッシュキャンプ等の英語に慣れ親しむため事業の展開

(3) 中山間地域の教育の特色化・魅力化

- ・ 中山間地域教育魅力化構想策定委員会からの提言に沿った取組
- ・ 小規模・複式校の学びの質を高めるため、ネットワークを活用した合同授業や生成 AI 等を活用した授業改善の推進
- ・ 高知県立高知追手前高等学校吾北分校の存続に向け、県教育委員会や吾北分校との連携・協力
- ・ 吾北分校生徒・家庭への助成・補助の継続

(4) 研究指定事業の積極的な活用

- ・ 国や県教育委員会の研究指定事業を積極的に活用して、特色ある学校づくりを推進
- ・ 町の教育課題の解決を図るために、いの町教育会研究事業の内容の精選・実施

4 教育施設の計画的整備

- ・ いの町第3次振興計画や、いの町学校施設等長寿命化計画等との整合性を保ちながら、教育関係施設を安全、快適、大切に活用できるよう、計画的に維持管理を含めた施設整備を推進します。
- ・ 事業の実施に当たっては、可能な限り、学校施設環境改善交付金などの国庫補助事業や起債事業を活用し、併せて財政当局と調整を図りながら財政の平準化に努めていきます。
- ・ 社会教育・社会体育活動拠点施設となる公民館やコミュニティセンター、体育館や運動場等が、利用者にとって安全・安心な施設で充実した社会教育活動が行われるように適切な維持管理を推進します。

【これまでの本町の取組】

- ・ 伊野小学校(平成29年度)、川内保育園(令和元年度)、八田保育園(令和2年度)、天神保育園(令和3年度)において改築工事を実施し、教育・保育環境の整備を図ってきました。
- ・ 令和3年3月に「いの町学校施設等長寿命化計画」を策定し、個別施設ごとの維持管理および更新に関する具体的な方針を体系化しました。同計画に基づき、老朽化が進む施設に対してプールの改修、外壁補修・屋上防水工事、空調設備更新等の計画的な修繕・改修を行ってきました。
- ・ 児童・生徒の利便性および省エネ対策の観点から、教育施設を対象としたトイレの洋式化および照明のLED化を重点的に推進してきました。

【現状・課題】

- ・ 保育所については建て替えが進み、施設が新しくなっているが、小中学校については、全体的に老朽化が進行しており、計画的な保守・メンテナンスが必要
- ・ 学校施設については、普通教室・特別教室へのエアコン設置、照明機器のLED化、校内高速ネットワークシステムの構築など、時代に応じた学級環境の改善を一定図ってきたが、トイレの洋式化や体育館へのエアコン設置など、現在の生活に即した施設改修が必要
- ・ 児童生徒数の推移などを的確に捉えたうえで、施設規模の適正化・余裕スペースの用途の見直し、施設全体の複合化・集約化についても検討
- ・ 中山間地域を中心に休園、休校施設が増加しており、町民全体の貴重な財産として、民間活力の導入も視野に入れながら、可能な限り有効な利活用を図ることが必要

主な施策

(1) 学校施設の長寿命化

- ・ 学校施設等の状況を的確に把握し、安全・安心に利用できる適切な維持管理
- ・ 建物の劣化や設備の不備を早期に発見するための建築基準法 12 条点検により、適切な時期に防水対策工事や外壁塗装を施工

(2) 学校施設等環境整備

- ・ 計画的なトイレ洋式化の実施
- ・ 学校施設照明の LED 化の推進
- ・ 学校体育館への空調設備整備の推進

(3) 休園・休校施設の利活用

- ・ 老朽化の進行が著しい休園・休校施設は、防犯・災害時の崩壊の危険などの観点から、用途廃止や除却・取り壊しを検討
- ・ 利活用が可能な施設は、町全体の取組として捉え、企画検討協議会を通じて、民間活力の導入も視野に有効策を検討

(4) 社会教育施設の充実

- ・ 公民館やコミュニティセンター等の社会教育施設や、体育館や運動場等の社会体育施設の適切な維持管理



伊野中学校トイレ改修工事



伊野南中学校太陽光発電設備導入工事

基本方針4 地域とともに育む教育・文化・スポーツの推進

Ⅰ 家庭や地域と一体になった教育の推進

- ・ 学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的な推進により、地域の力を生かして、地域とともに子どもを育む環境づくりを進めます。
- ・ 家庭教育の理解促進に向けた相談体制や情報発信を強化し、家庭教育に関する支援を充実します。
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣の向上・確立を図るため、学校・家庭や地域と一体となって「早寝・早起き・朝ごはん」運動や「いのっ子ネット宣言」の取組を行います。

【これまでの本町の取組】

- ・ 全ての町立小中学校においてコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を設置済みで、地域の力を生かした学校づくりが進んできました。
- ・ 先進的な取組を進めてきた学校では、「令和4年度コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進文部科学大臣表彰」を受賞しました。
- ・ 家庭教育に対する保護者の理解を深め、保護者が安心して充実した家庭教育のための学習機会の提供を行ってきました。
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣の定着に向けて、生活や家庭学習等の状況を親子で点検する「生活リズムチェックカード」の活用を進めてきました。
- ・ いの町令和の教育ビジョンの地域とともににはぐくむ中で「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進めてきました。

【現状・課題】

- ・ 学校運営協議会で、学校運営に必要とされる課題解決を目指す対話である「熟議」が十分に実施されていない状況
- ・ 学校運営協議会や地域学校協働活動で参画していただく人材の固定化・人材不足や活動のマンネリ化・検証が不十分
- ・ 家庭教育の主体が園・学校やPTA活動が主となっており、町全体での情報共有や取組が必要
- ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」の取組の継続により、全国学力・学習状況調査の質問調査では全国・高知県と比較して改善傾向
- ・ 令和8年2月に町教育委員会が実施した「ネット利用状況のアンケート調査」では、平日に3時間以上端末を使用している割合は、小学校高学年で25.8%、中学生で34.1%と高い割合

主な施策

(1) 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進

- ・ 町全体の教育課題の解決に向けた、各園・学校の学校運営協議会での協議・熟議の共通項目の設定
- ・ 地域コーディネーターである地域学校協働活動推進委員同士が連携し、各組織のつながりを強め人材の共有などの体制を整備
- ・ 人材の固定化・人材不足や内容のマンネリ化・検証の不十分といった課題を克服するため、町教育委員会が主体となって園長・校長会や教頭・主幹教諭会での研修会の実施

(2) 家庭教育の支援の充実

- ・ 家庭の教育力向上を目指し、地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」や園・学校の参観日や保護者会等で専門講師による講演会の実施
- ・ 各園・学校やPTAが開催する家庭教育に関する研修会や講演会などの情報が町内全体で共有できる仕組みを構築
- ・ 各園において組織的・計画的に親育ち支援の取組が充実するよう、親育ち支援担当者のスキルアップを図るための研修の実施

(3) 基本的生活習慣の向上、食育の推進 【再掲】

- ・ 各園・学校の課題改善に向けた「早寝・早起き・朝ごはん」運動の取組【再掲】
- ・ 園・小学校において「生活リズムチェックカード」を活用した生活習慣点検の取組【再掲】
- ・ 学校や家庭でのネットに関するルールづくりを行うための基本となる「いのっ子ネット宣言」の策定・啓発により町民をあげての取組へと拡充【再掲】



子育て親子の交流の場



「ぐりぐらひろば」の様子

2 生涯学習の振興

- ・ 町民の学ぶ場や社会教育関係者の研修を充実させるとともに、社会教育団体の活動やネットワークづくりを支援することを通して、町民が生涯にわたって学ぶことができる環境の充実を図ります。
- ・ 公民館等の社会教育施設は学びの場であるだけでなく、町民同士が伝統行事・地域おこし・社会奉仕活動等を通じて交流が図れるよう、設備や備品の改修・更新を行います。
- ・ 社会の変化や利用者のニーズに対応した図書館サービスを提供し、町立図書館を核とした読書・情報環境の充実を図ります。

【これまでの本町の取組】

- ・ 生涯学習講座、町民講座「いの元気塾」及び夏休み子ども教室等を定期的を実施して、町民にとって魅力ある多様な学習機会を提供してきました。
- ・ 町立図書館では、多様な資料の充実や図書館職員の専門性の向上を図り、町民のニーズに対応しながら機能・体制の整備を進めてきました。
- ・ 子どもの読書習慣の形成と豊かな感性・想像力の育成を図るため、園・学校や関係機関と連携しながら、妊娠期から中学生まで発達段階に応じた支援を行ってきました。
- ・ 脇ノ山公民館の新築など、いの町振興計画に基づき、計画的に施設設備や備品の改修・更新を行ってきました。

【現状・課題】

- ・ 年間として生涯学習講座は4回、町民講座「いの元気塾」は4回、夏休み子ども教室は5回の実施、内容が町民のニーズに沿ったものとなっているか検証は不十分
- ・ 社会教育主事（社会教育士）の養成や社会教育団体の活動やネットワークづくりを支援するための人的な支援が不十分
- ・ 町立図書館の利用者数・貸出冊数は減少傾向にあるが、さらに多くの町民に利用してもらうための柔軟な図書館サービスの提供や、積極的な広報活動による認知度の向上が必要
- ・ 町立図書館から学校図書館へのアウトリーチ型支援（学校に訪問して行う支援）を行っているが、支援内容や回数には限りがあり充実策が必要
- ・ 社会教育・社会体育活動拠点施設については、利用者の安全・安心な施設として、また災害発生時には地域住民の避難所としての重要な役割を担うため、改修・更新を実施

主な施策

(1) 生涯学習の機会と環境の充実

- ・ 県教育委員会と連携して社会教育関係者の研修の充実を図り、地域の社会教育関係団体の活動やネットワークづくりを支援
- ・ ネットや SNS などを活用して町民ニーズを把握した上で町民に対する講座・教室の内容や外部講師を選定
- ・ ネットの使用時間やグローバル社会への対応など、園・学校の教育課題に合致した町民対象の学びの場の提供
- ・ 高知県教育の日「志・とさ学びの日」(11月1日)の趣旨に沿って、町内の教育の現状について知り、考えるきっかけをつくる取組の実施

(2) 図書館機能の充実と読書活動の推進

- ・ 町民の多様なニーズに応える学びと交流の拠点として、柔軟な図書館サービスの提供や積極的な広報活動の実施
- ・ ほけん福祉課や地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」、園・学校と連携してブックスタート事業など発達段階に応じた支援
- ・ 町立図書館司書による、司書教諭や学校図書館担当教員と連携した、学校図書館へのアウトリーチ型支援の充実

(3) 社会教育・社会体育活動拠点施設の充実

- ・ 社会教育、社会体育活動拠点施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽化に対応した改修・更新を計画的に実施
- ・ 社会教育施設と関係機関が連携・協働し、魅力ある学習機会の提供や生涯学習に関する情報発信を実施



図書館内での読み聞かせ



図書館イベント：謎解大作戦の様子

3 文化芸術・スポーツ活動の充実

- ・ 伝統芸能や文化財の保存・伝承を図るため、町内の文化関係団体等と連携し文化財や各種イベントを活用して、町民が伝統芸能や文化財に触れる機会を充実するとともに、伝統芸能を保存・継承する人材育成や確保に努めます。
- ・ 国・県や関係団体と連携を図り、文化財の指定や補助的支援など官民一体となって貴重な文化財の保存に努めます。
- ・ 町民の誰もが身近な地域でスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブへの支援やスポーツ指導者の人材育成・確保に努めます。
- ・ 運動やスポーツが好きな子どもを増やし、身近な地域で運動やスポーツに親しむ機会の充実を図ります。

【これまでの本町の取組】

- ・ 登録無形文化財の「本川神楽」「梶本神社御神幸及び古代神事」「大内花取太刀踊」「津賀谷獅子舞」の映像を記録メディアに保存するなど伝承活動を行ってきました。
- ・ 国指定重要文化財「山中家住宅」の保存修理工事を行いました。
- ・ 生涯スポーツ活動の充実や振興のため、町体育会・各地区運動会・スポーツ少年団等への経費の助成を行い、活動への支援を行ってきました。
- ・ 「いの健康塾」をスポーツクラブへ委託して開催するなど、幅広い年齢層がスポーツに親しむことができる機会の提供を行ってきました。

【現状・課題】

- ・ 貴重な伝統芸能の継承や文化財の保護のため、イベント等での情報発信や学校の総合的な学習の時間等を活用し、伝統芸能を保存・継承する人材の育成や確保
- ・ 地元住民の減少や高齢化等で、後継者が不足し、伝統芸能の保護・継承が困難になってきている現状
- ・ 各種スポーツ・レクリエーション活動の機会を充実させるため、総合型地域スポーツクラブや各種団体への支援
- ・ 各種団体（町体育会・各地区運動会主催者・各スポーツ少年団・四国のてっぺん酸欠マラソン実行委員会）への必要な経費の助成
- ・ 各種団体の指導者の人材不足により、運動会やスポーツイベント等、これまで通りの活動が困難な状況

主な施策

(1) 伝統芸能・文化財の保存及び伝承活動の充実

- ・ 伝統芸能の保存・伝承を図るため、関係団体と連携しながら、助成や支援を実施
- ・ 国や県と連携・協力しながら地域に伝わる文化財を適切に保存・継承するための、所有者や管理団体等が行う保存・修理等への補助などの支援
- ・ 園・学校と連携しながら、地域に残る貴重な伝統文化の継承や文化財の保護・活用のため、総合的な学習の時間等を活用した地域学習の充実

(2) スポーツ活動の充実及びスポーツ環境の整備

- ・ 町民の誰もが身近な地域で安全・安心にスポーツに親しむことができる機会の充実
- ・ 国や県と連携・協働して各種団体のスポーツ指導者の育成を支援
- ・ 子どもが運動やスポーツに親しむ機会の充実



本川神楽



いの健康塾

第5章 計画の推進と進捗管理

Ⅰ 3年後の達成目標

本計画に掲げた施策の展開に当たっては、目指すべき教育の姿を踏まえ、目標を以下のとおり設定して、進捗状況を把握します。

基本方針	内 容	現状【令和7年度】	目標【令和10年度】
方針Ⅰ 将来につなげる教育の推進	町内小中学校の学力は全国平均を上回る (全国学力・学習状況調査)	小学校 国語 +2.7 算数 +3.6 中学校 国語 +1.1 数学 -1.3	小学校 国語 +3.0 算数 +3.0 中学校 国語 +2.0 数学 +1.0
	課題解決に向け、自分で考え、自分で取り組む児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：70.1% 中学校：79.2%	小学校：85% 中学校：85%
	話し合う活動を通じて、考えを深めたり、新たな考えに気付いたりする児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：79.1% 中学校：83.4%	小学校：90% 中学校：90%
	分からないことがあるとき、自分で学び方を考え、工夫することができている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：71.0% 中学校：72.2%	小学校：85% 中学校：85%
	総合的な学習の時間で、課題を立て情報を整理・発表する学習をしている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：78.2% 中学校：86.9%	小学校：90% 中学校：90%
	道徳の時間で、考えを深めたり話し合う活動に取り組んでいる児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：84.7% 中学校：94.8%	小学校：95% 中学校：95%
	学級会で、生活をよくするために話し合い、意見を生かし解決策を決めている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：84.7% 中学校：91.3%	小学校：95% 中学校：95%

基本方針	内 容	現状【令和7年度】	目標【令和10年度】
方針1 将来につ なげる教 育の推進	毎日複数の授業で ICT 機器を活用している児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：79.1% 中学校：93.9%	小学校：95% 中学校：95%
	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：80.6% 中学校：78.3%	小学校：90% 中学校：90%
	体力テスト総合評価の下位層である DE 群の割合を全国以下 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学校 男子 36.8% 女子 19.0% 中学校 男子 31.8% 女子 9.1%	全国以下
方針2 誰一人取 り残され ない教育 の推進	学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：83.1% 中学校：71.3%	小学校：90% 中学校：90%
	困りごとや不安がある時、先生や大人にいつでも相談できる児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校：62.1% 中学校：59.2%	小学校：80% 中学校：80%
方針3 教育環境 の充実と 魅力的な 学校づくり	タブレット端末を教具として活用している教員の割合 (町教育委員会調査)	小学校教員：90.9% 中学校教員：95.0%	小学校教員：100% 中学校教員：100%
	時間外在校等時間が月 45 時間以上の割合 (町教育委員会調査)	小学校教員：34.4% 中学校教員：48.6%	小学校教員：10% 中学校教員：20%
方針4 地域とと もに育む 教育・文 化・スポ ーツの推進	平日に3時間以上スマートフォンなどの端末を使用している児童生徒の割合 (令和8年2月 町教育委員会調査)	小学校高学年：25.8% 中学生：34.1%	小学校高学年：10% 中学生：15%
	運動が好きな児童生徒の割合 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小学校 男子 90.8% 女子 89.7% 中学校 男子 87.5% 女子 76.3%	令和7年度比5ポイント増

2 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、積極的に情報発信を行うとともに、教育に対する要望や意見を幅広く聴取し、家庭・地域・園・小中学校・その他関係機関等との連携を図りながら、施策を柔軟かつ着実に推進します。

(1) 町民や関係機関等との連携

本計画に示した目指す人間像や基本方針、施策等が広く町民に理解・共有されるよう、本計画はもとより、重点的な教育施策に関する情報発信・広報を行います。子どもを含めた町民の意見や要望、園・学校の実情等を把握し、町全体で本計画を着実に推進します。

高知県教育委員会が策定する「高知県教育振興基本計画」や教育施策等と連動しながら、常にベクトルを合わせるとともに、教育に関わる様々な機関・団体とも連携・協力しながら、施策を円滑かつ効果的に実施します。

いの町総合教育会議における本計画を含む教育施策に関する町長との協議をはじめ、各課室との連携を図り、横断的・総合的に施策に取り組みます。

(2) 計画の進捗管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度、施策の進捗情報を点検・評価し、その結果を町民に公表するとともに、その後の施策の展開に反映させます。

国・県の教育に関する方向性の変化や制度改正等が生じた場合などには、本計画期間中においても、必要に応じて柔軟かつ適切に施策の見直しを行います。

第6章 資料

Ⅰ 本計画策定に至るまでの意見聴取等

令和8年5月26日（火）	いの町教育委員会定例会	
参加者	教育長、教育委員4名、教育次長、吾北・本川教育事務所長	
内 容	概要説明及び質疑応答	
令和8年6月22日（月）	いの町議会総務文教常任委員会	
参加者	総務文教常任委員6名、教育長、教育次長、副参事	
内 容	概要説明及び質疑応答	
令和8年6月25日（木）	いの町教育委員会定例会	
参加者	教育長、教育委員4名、教育次長、吾北・本川教育事務所長	
内 容	素案説明及び質疑応答	
令和8年7月28日（火）	いの町子ども総合教育会議	
参加者	中学校生徒会役員10名（オンライン2名）、引率教員5名（オンライン1名）、副町長、教育長、教育委員3名、教育次長、吾北・本川教育事務所長、副参事、研修指導員	
内 容	中学生プレゼン（未来の学校デザイン）及び質疑応答	
令和8年8月17日（月）	いの町議会総務文教常任委員会	
参加者	総務文教常任委員6名、教育長、教育次長、副参事	
内 容	素案説明及び質疑応答	
令和8年9月 日（ ）～令和8年10月 日（ ）	意見公募（パブリックコメント）	
意見数	件	
内 容		
令和8年 月 日（ ）	いの町教育委員会定例会	
参加者	教育長、教育委員4名、教育次長、吾北・本川教育事務所長	
内 容		
令和8年 月 日（ ）	いの町総合教育会議	
参加者	町長、教育長、教育委員4名、教育次長、吾北・本川教育事務所長、副参事	
内 容		

2 参考資料

- ・ 第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画（第2次改訂）
高知県教育委員会

3 用語注釈一覧

あ 行

IBA

児童生徒の英語力が「英検何級レベル」かや、CEFF での程度かを測り、これからの学びや進路に活かすテスト。

ESG

小学校での英語学習の到達度を測るテスト。可否ではなくリスニングとリーディングの力を客観的な数値で可視化するテスト。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

いじめによる重大事態が発生した際、学校や設置者が適切に事実関係を調査し、被害児童生徒や保護者に寄り添った再発防止につなげるための実務指針。

いじめ防止対策推進法

平成 25 年 9 月に施行された、いじめの防止、早期発見及び早期対応を学校や関係機関の責務と定め、児童生徒の尊厳を守るために組織的な対策を義務付けた法律。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のとも、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ教育。

5 つの領域

子どもの心身の発達や支援を総合的に支えるための 5 つの視点（健康・人間関係・環境・言葉・表現）。

いの町英語教育充実プラン

令和 7 年 3 月にいの町教育委員会が策定した、現行学習指導要領の全面実施や国際化に対応し、小中学校の円滑な接続を図りながら、英語の基礎基本の力と実践的なコミュニケーション能力を育成するための計画。

いの町教育委員会研究事業

町教職員の資質の向上と、学校等の教育に関する研究を推進するため、町教育委員会が指定行う研究で、その成果等を発信・普及する事業。

いのっ子ネット宣言

令和 8 年 6 月に町教育委員会と町小中学校 PTA 連絡協議会と町小中学校長会が制定した、いの町の子どもたちがインターネットと健全に向き合い成長するための取組。

親育ち支援

親が子育てを通じて、子どもの成長や子育てを楽しんでいけるように支援していく取組。「保護者研修」「保育者研修」が主な取組。

か 行

架け橋期カリキュラム

義務教育開始前後の 5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間を対象に、幼児教育（幼稚園・保育園・認定こども園）と小学校教育を円滑に接続するため、保幼小の関係者が連携して作成・実施する教育課程や指導計画。

架け橋プログラム

幼児教育から小学校への円滑な接続を目指し、文部科学省が推進している取組。

学校閉庁日

教職員の心身の健康保持やワークライフバランスの充実を図るため、夏季休業期間中などに、授業や対外業務など原則としてすべての学校業務を行わない日。

学校と教師の 3 分類

学校と教師の業務の 3 分類。教員の長時間労働を解消し、教師が本来の指導や授業準備に専念できるように文部科学省が示した業務の切り分け方（学校以外が担

うべき業務・教師以外が積極的に参画すべき業務・教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務)。

企画検討協議会

町の総合的な施策や重要課題について、庁内横断的または官民連携により企画・立案や方針を協議・検討し、円滑な行政運営を推進するための会議組織。

GIGA スクール構想

一人一台端末と通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された教育環境を実現する教育改革。GIGAは「Global and Innovation Gateway for All」の略。

義務教育学校

小学校の6年間と中学校の3年間を合わせた9年間の義務教育を、一つの学校として一貫したカリキュラムのもとで実施する9年制の学校。

きもちメーター

児童生徒がタブレット端末で日々の気持ちや体調を気軽に入力し、教職員がその変化を素早く把握して早期の支援につなげるためのアプリ。

CAN-DO リスト

児童生徒が英語を使って「何ができるようになるか」を領域別(「聞くこと」「読むこと」「話すこと(やり取り)」「話すこと(発表)」「書くこと」)に示す学習到達目標であり、指導と評価の充実に活用するために作成されたリスト。

教育版地域アクションプラン

市町村教育委員会が自主的な教育課題の解決に向けて取り組む改善計画を、県が人的・財政的に支援する仕組み。

居住地校交流事業

特別支援学校等に在籍する児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と行事や一部の授業などで定期的に交

流・共同学習を行い、社会性を育む事業。

拠点校方式

少子化等により単独校での存続が難しい部活動について、特定の学校を「拠点校」とし、他校の生徒も参加できるようにして活動機会を確保する仕組み。

校内サポートルーム

学校内で、不登校児童生徒に対する指導・支援(カウンセリング、教科指導、体験活動など)を行う教室。

高知県教育の日「志・とさ学びの日」

県民が教育について理解と関心を深め、高い志を持つ子どもを育み、ともに学び合う意識を高めるため、毎年11月1日を教育について考える日として定めた取組。

校務支援システム

教職員の成績管理・出欠管理・保健管理等の事務的業務を負担軽減・効率化し、同時に児童生徒情報の確実な共有と引き継ぎなど教育の質の向上を図るためのシステム。

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業まで一貫して適切な支援を行うため、関係機関が連携して作成する長期的な支援計画。

個別の指導計画

障害のある児童生徒一人一人の実態や目標に合わせて、各教科等の指導内容や方法を工夫・具現化して作成する、日々の教育課程に基づく計画。

さ 行

四国のでっぺん酸欠マラソン

四国のでっぺんである標高の高い山岳道路(町道瓶ヶ森線)を舞台に、豊かな自然を満喫しながら健脚を競い、参加者同士の交流を図るスポーツイベント。

熟議

参加者が、課題や目指す姿について議論を重ね、共有された目標やより良い解決策を形成する話し合いの手法。

SC

臨床心理士などの専門知識を持ち、学校に配置されて児童生徒の悩みや心のケアにあたるほか、教職員や保護者への助言や支援を行う専門家。

スクールガードリーダー

防犯や学校安全に関する専門的な知識を持ち、学校や通学路の巡回を行って危険個所の点検や学校安全ボランティアへの指導助言を行う人材。

SSW

社会福祉士などの専門資格や実務経験を持ち、福祉の観点から家庭や地域の関係機関と連携し、児童生徒が抱える環境面の課題解決を支援する専門家。

スクールロイヤー

弁護士の専門的知見から、いじめやトラブルなどの法的問題について学校に助言や支援を行い、迅速かつ適切な解決をサポートする専門家。

CEFR

外国語を使って実際に「何ができるか」という総合的なコミュニケーション能力を、世界共通の A1（超初級）、A2、B1、B2、C1、C2（最上級）の6段階で評価する国際的な基準。

総合型地域スポーツクラブ

子どもから高齢者まで様々な世代が、身近な地域で、様々なスポーツや目的に応じて自主的に親しむことができる、地域住民が主体のスポーツクラブ。

総合教育支援センター

令和8年4月に開設した、不登校児童生徒への支援や

子どもの発達に関する相談、保護者や学校現場からの相談などを総合的にサポートする施設。「のぞみ教室」と分教室「きぼう」を併設している。

相談支援チーム

教育委員会事務局、総合教育支援センター、SSW、教育研究所、こども家庭センター、保健師等が町内の園・学校に訪問し、不登校傾向や特別な支援が必要な園児や児童生徒の情報を把握し、早期支援につなげるためのチーム。

た 行

地域学校協働本部

地域の多様な住民の参画を得て、学校と地域が連携し、学習活動や体験活動など地域全体で子どもたちの成長を支える体制づくりの拠点。

地域コーディネーター

学校と地域住民のパイプ役となり、地域学校協働活動の企画・調整や、学校のニーズに応じた地域ボランティアの参画を円滑にコーディネーターする役割を担う者。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者が交流・相談できる場所の提供や、子育て情報の提供、各種講座などの子育て支援を実施し、地域全体で子育て家庭を孤立させず支援する事業。

中山間地域教育魅力化構想策定委員会

中山間地域（神谷地区・吾北地区・本川地区）において、子どもや保護者の教育に対する期待や願いを把握し、特色ある教育活動を実施して、教育の魅力化を図る構想を策定するための会。

町民講座「いの元気塾」

町民の健康づくりや学び、交流を通じて心身ともに豊かな生活を送ることを目指し、多様なテーマで開催している町民向けの生涯学習講座。

通級による指導

通常の学級で各教科等の授業を受けながら、一部、障害による困難を改善・克服するため、一人一人の状況に応じた指導を通級指導教室で行う指導形態。

DE 群

全国体力・運動能力、運動習慣等調査における児童生徒の体力テストの総合評価において、上位から「A 段階、B 段階、C 段階、D 段階、E 段階」の 5 段階に分けた際の、下位段階である「D 段階」と「E 段階」を合わせた区分。

DX

デジタル技術やデータ等を活用し、システム等を改善や変革すること。DX は「Digital Transformation」の略。

土佐の教育表彰

県教育委員会が、教育活動において顕著な成果や功績をあげた教職員や学校をたたえ、意欲と資質向上を図るために実施する表彰。

な 行

夏休みこども教室

夏休み期間中、児童を対象に町内外各地で開催する多様な体験や学習の場。

は 行

発達支持的生徒指導

全ての児童生徒を対象とし、教職員が日常的に行う声かけや励まし、賞賛、対話など、授業や行事を通して児童生徒の成長や発達を支える働きかけ。

引き継ぎシート

特別支援教育等の対象となる子どもについて、保育園や幼稚園等から小学校、または学校間において、これまでの指導・支援内容や配慮事項を切れ目なく引き継ぎ、円滑な学校生活につなげるための記録シート。

部活動ガイドライン

生徒の心身の成長を図り、適切な練習時間や休養日を設定することで、持続可能で安全な学校部活動の運営を実現するための指針。

ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を介して温かいふれあいの時間をもち、読書に親しむきっかけをつくるため、絵本や絵本バックをプレゼントする事業。

母子保健事業

妊娠期から乳幼児期にかけて、母子の健康保持と増進を図るため、健康診査、保健指導、産後ケアや育児に関する包括的な相談支援を実施する事業。

ま 行

学びの多様化学校分教室

既存の学校を本校とし、その一部の学級を不登校児童生徒のための特別な教育課程を編成した学びの多様化学校として指定した教室。

文部科学大臣優秀教職員表彰

学校教育で顕著な成果を上げた教職員や組織を文部科学省が表彰する制度。

や 行

ユニバーサルデザイン

できるだけ多くの人が利用可能であるデザインにすること

幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿

幼稚園や保育園、認定こども園で、卒園までの幼児期に育ってほしい具体的な子どもの姿（資質・能力の育ち）を 10 項目にまとめたもの。（1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え 5. 社会生活との関わり 6. 思考力の芽生え 7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現）

ら 行

リフレクション

授業や活動の体験の振り返り。自身の行動や思考プロセスを客観的に見つめなおすこと。